

令和4年第2回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和4年6月21日 午前10時00分 開会
午後 3時36分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	東錦也	総務部理事	安川博敏
財務部長	米田匡勝	市民生活部長	前村芳安
市民生活部理事	林本裕明	都市整備部長	松本秀樹
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	井上理恵	教育部長	西川育子
教育部理事	板橋行則	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	吉井忠		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 1番 西川善浩 15番 下村正樹

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、12番、増田順弘議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

12番、増田順弘議員。

増田議員 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は2点ございます。1点目は、プラ容器、大型ごみの収集につきまして、質問をさせていただきます。2点目は、安全で安心して暮らせる街づくりについてでございます。

これよりは質問席にて進めさせていただきます。よろしく申し上げます。

川村議長 増田順弘議員。

増田議員 それでは、よろしく願いをいたします。

まず、プラ容器の収集につきまして、お尋ねをいたします。

日常生活において、また、身の回りを見ましても、プラスチック製品は非常に増加傾向にあるということが言えるかなと思います。例えば、従来は金属製であったものがプラスチックに変わった。それから、木製であったものがプラスチックに変わった。これによって、国内木材等の需要も減ったというふうに危惧するわけでございますけれども、そういう技術的な進化によって、強度があつてコストが安いというふうな利点からプラスチックに変わってきているというのが現状かなと思われまふ。しかし、近年、私たちの生活や経済活動から排出された、最終的に海に流され着いたプラスチック、このゴミが海洋生物に悪影響を及ぼしておるといふことが、地球規模での社会問題になっておるといふふうなことでございます。

このことから、今年4月1日に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、プラ新法と一般に言われているものでございますけれども、施行されたということでございます。この内容につきまして、まず、お尋ねをいたします。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 皆さんおはようございます。市民生活部長の前村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ご答弁申し上げます。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律は、昨年、令和3年6月に公布、本年4月1日から施行されております。国内外におけるプラスチック使用

製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することが目的と定められております。海洋プラスチックごみや気候変動の問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性の高まりから、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組、製品を作るときに使う資源の量を少なくすることや、廃棄物の発生を少なくする減量、リデュース、使用済み製品や部品を繰り返し使用する再利用、リユース、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用するリサイクル、この3Rプラス、リニューアブル、再生可能を促進するための措置を講じようとするものでございます。

川村議長 増田議員。

増田議員 ただいま説明をいただきましたが、この法律のポイントは私からの解釈では、2つかなというふうに思います。まず、プラスチックの使用を減らすことかなと。もう一つはこのリサイクルを促進することかなと、こういうふうに感じます。そこで、本市のクリーンセンターにおいて収集いただいているプラスチック製品についてでございます。

現在は容器包装リサイクルプラスチック、容リプラと略していただいているプラスチックを燃えるごみと分けてリサイクル化していただいている、こういうことでございますけれども、厚生文教常任委員会の調査案件にもなっておりますゴミの減量化、これは、燃えるごみからできるだけ容リプラを分別すると、そして、その分別したプラスチック製品をリサイクルすると、こういうふうな目的ではないかなというふうに解釈、ゴミの減量化とはそういうことだというふうに思います。そこで本市のクリーンセンターにおける容器包装リサイクルプラスチック、容リプラの回収状況につきましてお尋ねをいたします。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 ご答弁申し上げます。容器包装リサイクルプラスチックの回収は、毎週1回実施しております。回収量は、令和元年度225トン、令和2年度236トン、そして昨年、令和3年度237トンと、毎年微増しております。しかしながら、収集担当に確認いたしましたところ、燃えるごみの収集時に排出される袋の数より、容リプラ収集時の袋の数のほうが少ない状況で、残念ながら、容リプラを分別してごみ出しをしていただいていないご家庭もあるように見受けられるということでございます。今回のご質問の趣旨も受け止め、ごみの分別回収率を一層向上させ、資源循環促進につなげるべく、啓発に努めたいと考えます。

川村議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。つまり、本市では今まで以上にプラスチック製品をリサイクル化しきれていない状況であるということでございます。市民の皆さんにも、先ほど部長のほうから答弁ございましたように、十分ご理解を賜りながら、このリサイクル化をより一層進めていただきたいということをまずお願いを申し上げます。

次に、ゴミの減量化、すなわち燃えるごみを減らすことによるメリット、どのようなことが考えられるのか、先ほどは、海洋プラスチック等の地球規模のお話を冒頭にさせていただきましたけれども、さきの委員会等でも説明があったかというふうに思いますけれども、クリーンセンターの施設運転管理委託料につきましては、量によるもの、一定の量に変動値を加えたもの、ごみが増えると委託料が増えると、こういうふうな委託料の計算方法を取っているんだと、こういうふうなこともお聞かせを願いました。

また、プラスチック等の、燃えやすいカロリー性の高いものを多く燃やすことによる施設の負担増、それからもう一つは、前回質問させていただいたゼロカーボンに対する取組、こういったことにも影響してくるのかなというふうなことも考えられるわけでございますけれども、このことについてご答弁を求めます。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 ご答弁申し上げます。ただいま議員が説明いただきました、厚生文教常任委員会でもお世話になりましたとおり、分別回収を進め、焼却するごみの量を減らすことができると、焼却施設運転管理委託料も抑えることができます。また、焼却するごみの中にプラスチックが多ければ、燃焼温度が高くなり、焼却炉への負担が大きくなって、炉の寿命に影響を与え、長期で考えますとクリーンセンターの大規模改修の時期にも影響するものと考えます。

川村議長 増田議員。

増田議員 そういふふうなことも考えられるということでございますので、先ほどお願いしましたように分別の意識を高めていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。先ほどの部長の答弁にございましたように、こういった減らすことによるメリット、多く燃やすことによるデメリット、こういったものが存在するということでございます。

次に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律における各自治体への努力義務というものがこの法律の中にうたっておるかなというふうに解釈するわけでございますけれども、その内容についてお尋ねをいたします。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 ご答弁申し上げます。本法律第6条に地方公共団体の責務が規定され、市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。自治体のプラ製容器包装リサイクルを担う公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の市町村向け説明会が、今月末にオンラインで開催されます。現在は詳細情報がなく、具体的内容は未定でございますが、市民皆様への負担はできる限り軽減し、今後、分別実施できるよう研究を進めます。

川村議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。出来たての法律でございますので、今後、随時というふうなご答弁でございますけれども、現状の不燃ごみに含まれている中の、先ほど容リプラ、容器包装リサイクルプラスチックの部分で、分別収集をいただいたわけでございますけれども、それ

以外にも、不燃ごみの中に、例えばプラスチックのバケツであったり、おもちゃ等のそういうプラスチック製品、こういったものは、不燃ごみのところに含まれておるのかなど。こういったものも、今後、この法律の中で新たなプラスチック製品の分別収集として含まれてくるというふうな内容も、この法律のできる経緯の中で議論されておるといふことも伺っておりますので、情報が入り次第、プラスチックの収集についてご検討いただきたいというふうに思うわけでございます。

次に、大型ごみについてお尋ねをいたします。近年、テレビ等でも、また、コロナの影響等もあって、家の中を片づけるお宅が増えておるといふふうに思うわけでございます。大型ごみの収集や自己搬入、自らがクリーンセンターに持ち込まれるごみ、この処理の状況についてお尋ねをいたします。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 ご答弁申し上げます。大型ごみのリクエスト件数と量でございますが、令和元年度7,813件で275トン、令和2年度8,804件で329トン、そして、昨年令和3年度は8,086件で290トンでございます。一方、自己搬入の量は、令和元年度198トン、令和2年度249トン、そして、昨年、令和3年度が183トンで、どちらも令和2年度が、新型コロナウイルスの感染拡大で外出が制限され、自宅で過ごす人が増えた関係で増加しております。

川村議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。コロナの影響というものが、非常に影響もあったということで、ごみの搬入が若干増えておると、こういうことでございます。家の片づけは、お仕事の休みの日に大抵行われます。一方、大型ごみの収集、またはクリーンセンターへの自己搬入につきましては、土曜、日曜以外というふうに、クリーンセンターのごみカレンダーには記載をされておるといふことでございます。特に高齢者世帯等につきましては、近親者が別のところで生活をされておるといったことで、実家に片づけのお手伝いに行った、その出たごみを、その日に処理をしないと、こういった要望もお聞きをしております。できることなら、休みの土曜、日曜に出かけて行って、クリーンセンターに持ち込んで処理をしたいんだと、こういうご要望でございますけれども、私もなるほどなど。これ、1日、翌日収集をされると、リクエストで、紙を貼って、名前を書いて、家の中にあったあまり見かけのよくないもの、捨てるものですから、それを家の玄関に置いておくと、これに対する抵抗も、私はあるのかなど、こういうふうにも推測するわけでございますけれども、住民サービスという観点からも、このような要望に応じていただきたいというふうに思うわけでございますけれども、ご答弁をお願い申し上げます。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 クリーンセンターの自己搬入の受入れは、土曜、日曜以外の祝日も含めた月曜から金曜日までの午後1時から午後4時までの間で行わせていただいております。今年2022年ですと、月曜から金曜日までの祝日は15日ございまして、受入れの体制を整えさせていただきますので、まずはこの祝日の受入れの機会をご活用いただけますように、ご協力をお願いかたがたお知らせを広報誌や防災行政無線等で一層の周知をさせていただきます。議員の今回

のご提言につきましても、クリーンセンター業務員の人員、労働内容、ローテーション、そして、焼却施設運転管理業務の長期包括委託契約内容等を検証し、土日のいずれかでも受入れ可能日にする工夫ができるかを研究し、引き続き市民皆様に寄り添うクリーンセンター運営を目指してまいります。

川村議長 増田議員。

増田議員 祝日にやればいいじゃないかと、相当、全部で祝日70日ぐらいあるんですかね、その中で対応できたらと、こういうふうなお話でございますけれども、今、部長がご答弁いただきましたように、祝日なら受け入れていただけるのかという認識も、住民の方にも少ないというふうなことも言えるかなと思うんですけれども、休みの日はクリーンセンターも休みなんだという認識が高いというふうなこともあって、こういうふうなご要望も出ているのかなと思うんですけれども、どちらにしましても、住民に対する市が行うサービスの一環としては、土曜もしくは日曜といったようなこともご検討いただけたらなど、こういう思いでございます。

本市のクリーンセンター、これは合併によって、従来あった2つの施設を1つにまとめたこと、合併のメリットを有効に活用して、ちょうど私が議員になった年の、平成25年に着工された施設でございます。2つあったものを1つにしたということで、当初はそれ相当の規模で計画をされておったわけでございますけれども、国定公園内の施設であるというふうなことで、敷地面積、上から見た面積を拡大すること相ならんと、こういうことで、厳しい制約の中で、地上3階、地下3階と、こういった構造で、非常に創意工夫をされて、苦勞されて造られた施設でございます。そういった関係もあって、非常に、他自治体から、このクリーンセンターの見学も、議会のほうにもお問合せが多いというふうな伺っておるわけでございます。私は、このような大切な市の施設を、有効に、また大切に、長期にわたって使っていただきたい。先ほど部長の答弁にもございましたように、負担のかからないような工夫、そういったものも大切であるのかなと。そういった意味でも、市民の皆さんに、しっかりとご協力、ご理解を得ながら、さらなるゴミの減量化に努めていただきたい。焼却施設の負担軽減、それから、大型ごみ、プラスチックごみのリサイクル、これをしっかりと進めていただくことをお願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、先日の奈良新聞の5月4日の記事でございます。相当大きな記事でございますけれども、昨年2月に奈良県警察本部が、奈良県警察交番・駐在所最適化指針、こういったものが策定されたという報道でございます。問題は、中身の内容は、県内の176の交番・駐在所を134施設に統合をすると。タイトルのにはそういった内容でございますけど、具体的にどのような内容なのかお尋ねをいたします。

川村議長 東総務部長。

東 総務部長 総務部東でございます。よろしくお願いたします。

奈良県警察交番・駐在所最適化指針についてご説明を申し上げます。

社会の変化に対応しながら治安を維持していくためには、人口や、事件・事故の発生状況等の治安情勢に応じまして、適切に交番・駐在所を配置するとともに、これに見合う数の地

域警察官を勤務させることが必要になります。奈良県警察では、これまでも人口や街頭犯罪の増加、郊外化の進展等、様々な社会情勢と治安情勢の変化を踏まえ、交番・駐在所の増設や統廃合等、その配置について必要の都度、見直しを図り、治安の維持に努めてこられました。加えまして、過去に建設されました交番・駐在所がこれから大量に老朽化をする中で、財政は、今後の人口減少や少子化等も相まって、厳しい状況が続くことが見込まれているため、限られた予算で最大の効果を上げれるよう、施設整備を行っていかねばなりません。このような状況に鑑みまして、奈良県警察では、交番・駐在所の最適な配置を検討するに際し、最適化指針を策定し、現在の施設を有効活用しながら、長期的な視野をもって交番・駐在所の更新、統廃合等を計画的に行うとともに、地域警察官等を適切に配置することによりまして、県下全域におけます治安の維持・向上を図っていくこととされております。方針といたしまして、交番・駐在所の配置は、地域警察官の業務負担を考慮し、地域の実態に即したものに。また、交番・駐在所につきましては、自治体ごとに最低1施設を設置。施設の改修につきましては、新築にこだわらず、改築や公共・民間施設の活用等についても、幅広く検討。ファシリティ・マネジメントの視野に立った施設の管理・運用。交番・駐在所の配置につきましては、社会情勢や治安情勢に応じて、随時見直しと示されております。

川村議長 増田議員。

増田議員 ありがとうございます。この指針の中には、先ほど説明のございましたように、人口減少じゃない葛城市、少子化もそんなに進んでいない葛城市においても、忍海駐在所がこの対象になっておると。奈良県全体を見ましたらそういうことが問題になっておるというふうに言われているわけでございますけれども、本市においてはそうじゃないんじゃないですかねと。にもかかわらず、この忍海駐在所が対象になっておると、こういったことが、この資料の中にも、最適化指針の中に、最後のページ、一覧表のところに、先ほども申し上げていただきました、176施設のうちの134施設にする対象として含まれておると、こういうことでございます。ここに至った経緯、それから今後のスケジュール等につきまして、お尋ねをいたします。

川村議長 東総務部長。

東 総務部長 新庄交番と忍海駐在所の統合に至った経緯についてご説明を申し上げます。

先ほどの指針によりますと、地域警察の運営や基本を定める地域警察運営規則では、交番は原則として都市部の地域に、そして、駐在所は原則として都市部以外の地域に設けるものと規定をされております。都市部の地域と都市部以外の地域について、明確な基準は設けられておりませんが、奈良県警では、奈良市の一部、天理市の一部、五條市、宇陀市、山辺郡1村、宇陀郡2村、吉野郡3町8村を都市部以外の地域、それ以外の地域を都市部の地域に分けた上で検討をされているところでございます。葛城市におきましては、都市部の地域に分類されまして、今後は夜間時間帯等における対応や、複数の勤務員による24時間態勢での対応が可能となる交番の設置計画が推し進められ、現在、176施設あります交番・駐在所を、今後4年をめどに134施設にされることとなっております。この計画によりまして、忍海駐在所と新庄交番が統合に至ったということでございます。具体的な時期につきま

しては、令和4年度中に統合の準備が進められ、令和5年度からの運用開始予定となっているところでございます。

以上です。

川村議長 増田議員。

増田議員 今年度中に一定の方向づけをされて、令和5年度から廃止ということでございますけれども、非常に長年にわたってこの地域の安全・安心を守っていただいた駐在所、これが統合されると。これに対する不安感、地域の方々には、当然、出てくるかなというふうに思います。従来、先ほど、若干説明のございましたように、新庄交番の範囲として、忍海駐在所管内も巡回等々をしていただくと。それから、従来、駐在所の時間帯より、駐在所の時間帯については、一定の午前7時45分から午後5時、午後6時という勤務時間を、交番の24時間態勢になると。こういったことも、説明の中では充実をされると、こういうふうに伺っているわけでございますけれども、どのように変わるのか、充実するのか、それとも若干不便なところが生じるのか、その辺のご説明がいただけたら、お願いを申し上げます。

川村議長 東総務部長。

東 総務部長 それでは、統合によりまして、従来とどのように変わるのかということにつきまして、ご説明を申し上げます。

ストーカーでありますとか、また、DV、高齢者の虐待、児童虐待等の人身安全関連事案や、特殊詐欺事件等の新たな犯罪に対応するためには、犯罪の発生場所に複数の警察官を現場急行させたり、複数の発生場所に警察官を臨場させるということが必要になってまいります。また、交番等勤務員に対する襲撃事件が相次いで発生しておることから、市民を守るべき警察官の安全を確保するため、勤務員は複数で勤務するということが求められております。交番・駐在所の最適化に伴いまして、管轄区域や配置人員につきましても見直しを行っていただき、交番・駐在所への常駐とパトロールの両立という市民の要望に沿った活動を展開することができる体制が見込まれます。特に、広域化対応といたしまして、車両の増強により、パトロール等の街頭活動を強化、移動交番車等の導入につきましても、検討をいただいております。管内が従来より広域にわたることから、24時間3交代制勤務の交番・駐在所勤務員による警らに加えまして、県警本部の勤務員により警戒や警らを通じて、重層的に犯罪防止や交通事故防止対策に努めていただくこととなります。

議員ご指摘の忍海駐在所でございますけれども、新庄交番と統合いたしましても、地域的に高田警察署分庁舎御所警察庁舎にも比較的近いということもありまして、連携強化を図っていただけるものと確信をしております。

川村議長 増田議員。

増田議員 従来以上の安全確保の体制を組んでいただくということの説明でございますけれども、一刻を争う緊急事態、そういったものが、この警察等に寄せられる、一番の、救急も含めてでございますけれども、問題かなと思うわけでございますけれども、初動対応、現場に到着するまで、今まで身近にあった駐在所から来ていただく距離と、当然、新庄交番から来ていただく距離、これは遠くなるわけでございますけれども、こういうレスポンスタイム、これを

どのように解消できるのか、この辺のところも十分ご検討いただいているかと思えますけれども、お伺いをいたします。

川村議長 東総務部長。

東 総務部長 初動対応、レスポンスタイムについてでございます。この影響につきましてですけれども、奈良県警への110番通報の件数につきましては、午後6時から翌日の午前8時までの間の件数と、それ以外の時間帯の件数を比較をした際に、それほど大きな違いはございません。しかしながら、生活形態の多様化を受けまして、要は、けんか口論事案など、夜間に複数の勤務員で対応すべき事案というものが数多く発生をしておるということでございます。24時間警戒体制を確立することが求められています。統合により、初動対応ですけれども、忍海駐在所と新庄交番の物理的な距離といたしましては、多少の遅延も考えられますが、24時間体制での対応ということによりまして、従来、高田警察署から現場への対応時間を考えますと、初動対応は早くなるのではないかと考えられます。また、令和3年3月に新しく配備をされました奈良県警察自動車警ら隊のパトロールによる見回りの強化、これを図ることで、通常の防犯力の向上にも期待をしております。

川村議長 増田議員。

増田議員 従来と、若干の遅延は見込まれるが、夜間等の時間単位についての対応は、従来以上の対応をしていただくと、こういうふうなご説明でございました。地域の住民の方にとっては、駐在所というものは、親しみのある、地域の住民の一員として顔なじみであったり、非常にそういったものが、近所の1人がどこかに引っ越されるといったことのような、そういったお付き合いもされておるということもございます。また、駐在所が存在すること自体、犯罪に対する抑止力、この効果というのは非常に大きいものがあると。赤色灯のついている交番が、犯罪者があえてそこを避ける、警戒するといったことも、駐在所の効果の1つに挙げられるのかなというふうに思うわけですが、この駐在所がなくなる。小学校の前等でもございますし、駅の近くというふうなこともあります。そういった、なくなることによる不安、これは、拭いきれないものがあるのかなという思いをするわけですが、そういった不安要素を補う対策、こういったものも、これは、この土地は市の土地であるかなというふうに思うわけですが、市独自等で、補うような対策、こういったものも講じていただけないかなという思いでございますけれども、ご答弁をお願いします。

川村議長 東総務部長。

東 総務部長 駐在所がなくなることによります抑止力低下対策、また、跡地の利用策についてお答えをさせていただきたいと思えます。

永年愛されてまいりました地域の駐在所の統合、これによります治安の悪化、この懸念というものは、地域住民にとりまして大きな問題でございます。先ほど議員お述べの、地域を守り続けてまいりました駐在所のシンボル、赤色灯も明かりを消すこととなりますが、しかしながら、時代の変化とともに、新たな犯罪への対応など、治安の維持・向上を図っていかねばなりません。駐在所の跡地利用は、奈良県警に問合せいたしますと、土地につきましては、葛城市に返却をしていただく予定となっております。その跡地利用といたしまし

て、犯罪防止啓発看板であるとか、また、交通安全看板の設置など、今後の地域の情勢を見極めつつ、また、防犯カメラの設置などにより、防犯抑止力につながる方法も含めまして、葛城市としての最適な防犯対策の検討を行っていきたいと考えております。

川村議長 増田議員。

増田議員 警察庁から出されておる安全・安心まちづくり推進要綱というものがございます。この中では資機材の整備といったことも記載をされているわけでございますけれども、防犯灯、防犯カメラ、防犯ベル等安全・安心まちづくり推進に必要な資機材の整備について、県警、県、市町村連携により、必要な措置を講じるよう努めることと、こういうふうに定めております。中でも防犯ベルにちょっと私、関心があったわけでございますけれども、これは、犯罪のおそれのある場合など、非常時において、このボタンを押すことによって、ベルが吹鳴いたします。また、赤色灯が点灯をすると、こういった機能を持ったものでございますけれども、こういったものも、非常に有効な設備であるかなと、こういうようなことも考えるわけでございます。これを機会に、今まで以上に防犯体制の強化に努めていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

本市におきましては、平成16年、合併の年でございますけれども、もともと當麻町、それから新庄町にもあったというふうに思うわけでございますけれども、葛城市安全で住みよいまちづくりに関する条例といったものが、平成16年10月1日に条例化をされております。この中に、市の責務というものが明記をされております。幼児、児童、生徒及び高齢者の安全確保、青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の浄化、犯罪及び事故の防止に配慮した環境整備、関係団体の活動に対する支援、こういったものが市の責務としてこの条例に明記をされております。今回、質問させていただいた質問が、私、何を言いたいかというところ、こういったものは、警察署に任せてということじゃなしに、市としても、こういった4つの責務を果たすために関係機関と連携して取り組むんだということですよというのが言いたかったことで、これを挙げさせていただいたわけでございます。

どの項目におきましても、非常に重要な問題が含まれております。今まで以上に力を入れていただきたい内容でございますけれども、最後に、安全で安心して暮らせる街づくり、この目標に向かって、市長のお考えをお尋ねいたします。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 地域治安維持の強化を図る上で奈良県警察との連携や協力はもちろんのこと、議員ご指摘のように、地域で安全を、また、治安を維持する必要性というのは、ますます強くなっていくものと思います。葛城市では独自の防犯カメラの増設や青色防犯パトロールカーによる日常の見回りなど、市民皆様が安全で安心できる住みよいまちづくりを目指しているところでございます。また、市民ボランティアの皆様方有志による、子どもの登下校時の見守り活動なども積極的に行っていただいております。引き続き、安全で住みよいまちづくりを葛城市一丸となって、取り組んでまいりたいと考えております。

川村議長 増田議員。

増田議員 各団体との連携も必要でございますけれども、市の一つの姿勢も、しっかりと持っていた

だいて、この問題に取り組んでいただきたいというふうに思います。今後、葛城市が、安全で安心して暮らせる街だと評価されるように、人口問題、それから少子化等が取り沙汰されている昨今でございます。移住者、定住者の確保というふうな観点からも、地域が、そういった安心して暮らせる街だと評価されるような、こういう取組を積極的に行っていただくよう要望いたしまして、私の一般質問、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

川村議長 増田順弘議員の発言を終結いたします。

次に、2番、横井晶行議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、横井晶行議員。

横井議員 皆さん、ただいま議長よりお許しをいただきましたので、2番、横井が質問をさせていただきます。

それでは、ただいまから、質問席に戻りまして、質問を行います。

川村議長 2番、横井晶行議員。

横井議員 2番、横井です。

皆さん、まずは導入文から入ります。最近、私どもの家庭では、チラシがばんばん入っております。内容は水の件です。水の料金が値上がりする、後戻りができない、こういった心配や質問が、私ども議員のところにはばんばん参っている次第でございます。その中で、私は皆さんに言っているのは、今、大事なときであるからこそ、短気を起こして即断即決は不可であり、深謀遠慮こそ、今、我々がやらなければならないことであると言っております。私は、まず、市民の権利として、理事者側からの公式回答を求めましょう。それが、第一歩であるということ強調した次第でございます。5W1H、いつ、どこで誰が何をどのようにしたか。また、プラスアルファとして、私は求めるのは、専門用語を使わず、ゆっくり丁寧に、横井の質問に答えるのではなく、今、ビデオが回っております。テレビ中継が回っているのです。市民に直接答えるという意味で、公的見解を理事者側からいただきたいのです。理事者の皆様、県営水道一体化とは何か。概要からの説明をお願いする次第でございます。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 失礼いたします。上下水道部の井邑でございます。

県営水道一体化の説明に入ります前に、まず、葛城市の水道事業と県営水道に関わる事項につきまして、簡単にご説明させていただきます。

本市の水源は、ため池の自己水源及び奈良県営水道からの浄水受水で構成されており、各取水地区のご協力により、安価な自己水源を利用することによりまして、県内で一番安い水道料金での供給が可能となっております。主な水道施設といたしましては、9か所のため池、3か所の浄水場、8か所の配水池で構成されております。給水区域は、新庄浄水場、平岡受配水池、兵家浄水場、竹内浄水場を拠点とする4つの系統に分かれており、このうち、寺口、平岡、竹内の3か所の配水池におきましては、奈良県営水道からの浄水を受水をしておるところでございます。

さて、ご質問の内容にお答えさせていただきます。奈良県では県営水道一体化を推進し、

奈良県と関係市町村などを統合し、令和7年度からの奈良県広域水道企業団としての事業開始を予定しております。昨年1月に、県と本市を含む27市町村及び奈良広域水質検査センター組合、これから先はこの29団体を、関係団体と申します。その関係団体で、水道事業等の統合に関する覚書を締結し、本年度末に予定されている基本協定、これは、企業団設立に必要な基本的な合意事項に合意する協定でございます。その基本協定締結までに、本市は、県域水道一体化へ参加したほうがいいのか、参加しないほうがいいのかを判断するため、現在、協議検討を行っているところでございます。

また、本市議会におきましては、県域水道一体化調査特別委員会を設置いただき、令和2年6月以降、委員会あるいは協議会を10回開催いただき、ご協議をいただいているところでございます。

まず、初めに、県域水道一体化の計画までに至る背景についてご説明いたします。県営水道と市町村上水道には共通の課題が大きく3点ございます。

まず、1点目は、人口減少等により水需要が減少し、結果、水道使用料収入が減少していくこと。2点目は、昭和40年代を中心に整備した水道施設の老朽化が進行しており、今後投資の増大を招くこと。3点目は、熟練職員が退職することにより、技術力が低下することの3点でございます。これらの課題を克服する方策といたしまして、県域水道一体化について、関係団体などで検討してまいりました。その検討の経緯をご紹介させていただきますと、平成29年10月の奈良県・市町村長サミットにおきまして、県域水道一体化の目指す姿と方向性の提示がございました。平成30年4月には、28市町村及び県で、部局長、課長レベルをメンバーとした県域水道一体化検討会を立ち上げ、一体化の検討体制が構築されました。平成31年3月には県において、県域水道一体化の方針を示した県域水道ビジョンが策定されました。令和2年8月と11月には、県知事及び関係市町村長による水道サミットが開催されました。そして、令和3年1月25日に、関係団体で、水道事業の統合に関する覚書を締結いたしました。そこで合意された基本的事項といたしましては、令和6年度までの企業団設立、令和7年度までの事業統合での事業開始、統合時に基本的に水道料金を統一する、水道事業で生み出された資産等は基本的に企業団にすべて引き継ぐ、水道施設の更新整備は、関係団体の更新実績を保証、または整備計画を尊重する、今後、覚書締結団体で一体化に向けた協議検討を進めることなどがございます。そしてその後、令和3年8月2日に、協議会設立総会におきまして、奈良県広域水道企業団設立準備協議会が発足し、第1回協議会が開催されました。また、本年2月17日には第2回協議会、6月6日には第3回協議会が開催されております。

次に、奈良県の目指す県域水道一体化とはどういうものなのかについてご説明いたします。

水道事業の3つのスローガンでございます「持続」、「強靱」、「安全」の確保により、将来にわたって安全・安心な水道水を持続的に供給することを目指しております。そしてその一体化の主な効果といたしましては、水道施設整備では単独経営の場合よりも少ない投資で、適正規模の整備と強靱化の向上が図れる。水道料金では、統合時に料金統一を基本とし、投資の抑制や国交付金の活用により、単独経営の場合よりも、将来の料金上昇が抑制される。また、運営体制におきましては、単独経営の場合よりも、技術職員をはじめ人的資源の有効

活用が図れ、住民サービスの向上につながるとしております。ここから先は本市にとって特に重要な事項について焦点を当ててご説明いたします。

まず、一体化後に想定されます水道料金の試算結果につきまして、ご説明いたします。

これまで、関係団体が事業を統合した場合と単独経営を続けた場合のそれぞれの水道料金について試算を繰り返してまいりました。現時点、これは令和3年12月時点でございますが、現時点での、令和7年度から令和36年度までの30年間の試算結果を説明いたします。この後、細かな数字が続きますことをご了承願います。

なお、これから申し上げます水道料金とは、1立方メートル当たりの単価のことでございまして、その単価は、水道を多量に使用される工場や、それほど使用されない一般家庭の全部の水量における平均でございますので、一般家庭においてそのままその単価が適用されるものではございません。

単独経営の場合におけます関係団体の加重平均による水道料金は、令和7年度の214円から5年ごとに料金を見直し、30年間で87円上昇し、令和36年度には301円になるのに対しまして、統合後の水道料金は、令和7年度の178円から30年間で63円の上昇に抑制され、令和36年度でも241円と、水道料金の上昇抑制効果があるとしております。ただし、市町村別では、25市町村で、水道料金については統合効果がございましたが、本市と大淀町におきましては統合効果が見られませんでした。令和7年度において統合した場合の料金は、178円に対しまして、本市が単独経営を続けた場合は140円で、単独経営を続けたほうが38円安いという結果となっております。30年後の令和36年度には、統合した場合の料金は241円に対しまして、単独経営を続けた場合は、令和7年度の140円から、本市においても5年ごとに料金の見直しを経て、30年間で93円上昇し、233円となります。一体化後と単独経営を続けた場合の料金の差は、令和7年度よりも30円縮まりまして、8円の差となっていきます。あくまでこれは、現時点におけます試算結果であり、試算条件が変われば、試算結果も変わってまいります。例えば本市においての大きな要因といたしましては、県営水道、後の企業団でございますが、県営水道からの受水量及び受水単価の設定の変更などが考えられます。また、本市で単独経営を続けた場合に、水道料金が30年間で93円上昇する要因といたしましては、今後の施設や管路の施設更新の財源として、企業債、これは長期の借入金で、一般家庭においては住宅ローンなどに該当いたします。企業債を借入れすることによる利息が増大すること、更新した施設の減価償却費が増大すること、一定の資金残高を確保する必要があること、企業債残高を一定の基準内に抑制する必要があることなどに加えまして、一定の物価上昇分を見込んでいることによる費用の増加によるものと、水道使用量、こちらは、量、ボリュームのことでございますが、水道使用量は僅かずつ減少していくことにより、収入が減少することによるためです。本市の水道料金は、合併以後これまで、消費税増税に係る部分以外の、改定は行ってまいりませんでした。単独経営を続ける場合にも、今後、料金値上げは避けては通れない道であると認識せざるを得ません。

なお、水道料金に関し、統合効果の見られない本市と大淀町につきましては、極力、過大な料金変動とならぬよう、経過措置といたしまして、一定期間、企業団の水道料金とは異なる

る水道料金が設定されます。経過措置期間は令和7年度から令和36年度において、料金が企業団の水準を上回るまでの期間で、最長30年間となっております。簡潔に申し上げますと、一体化に参加した場合にも、令和7年度に直ちに企業団の設定する料金に値上がりするのではなく、当面の間、本市独自の料金設定を認め、段階的に改定されていくということでございます。

次に、浄水場の統廃合についてご説明いたします。統合時に、関係団体にある16か所の浄水場は、経年度合いが高く耐震性が低い施設を段階的に廃止し、最終的に7か所の浄水場に集約する予定となっております。現在、県営水道を受水しておりますエリアに限定いたしますと、12か所から3か所に集約されます。その3か所とは、県の御所・桜井浄水場の2か所と、奈良市の緑ヶ丘浄水場でございます。葛城市は、県の御所浄水場から県水を受水しております。本市でございます新庄、兵家、竹内の3か所の浄水場も、段階的に廃止される予定となっております。なお、同じく本市でございます平岡、新庄、兵家、竹内の4か所の主要な配水池は存続することになってございます。

次に、事務所の集約についてご説明いたします。統合時に、関係団体にあるそれぞれの事務所は、集約されていく予定となっております。これにつきましては、令和16年度までに業務の円滑な実施ができるよう、給水人口あるいは時間的距離あるいは配水管延長などを勘案いたしまして、6エリア程度への集約を目指すとされております。なお、その位置につきましては、区域内の距離、建物の状況などを勘案し、引き続き検討協議がされているところでございます。したがって、本市の事務所が存続するかどうかについては、現在未定となっております。

次に、資産の引継ぎについてご説明いたします。水道事業に伴い生み出された資産、負債、資本につきましては、一体化メリットの最大限の発揮と全体最適化を図るため、企業団に全て引き継ぐものとなっております。ちなみに本市の令和2年度決算における保有資産等の状況でございますが、主なものといたしましては、土地、浄水場、配水管などの有形固定資産が約53億7,000万円、長期貸付金である投資が約2億7,000万円、現金・預金や未収金などの流動資産が約17億1,000万円で、資産合計は約73億5,000万円となっております。また、固定負債である企業債が約1億7,000万円、未払金、企業債などの流動負債が約2億4,000万円となっているところでございます。

最後に今後のスケジュールにつきまして簡単に説明させていただきますと、広域化事業及び運営基盤強化等事業の国交付金の期限が令和16年度までで、最大10年間の期間であることから、その交付金を最大限活用するため、令和7年度には、事業統合での事業開始、その1年前の令和6年度には、一部事務組合としての企業団設立を目指しています。設立許可あるいは事業認可及び国交付金の申請のための協議を令和5年度には開始する必要があり、令和4年度中に一体化後の施設整備計画や、財政運営、組織体制等を取りまとめて基本計画を策定するとともに、基本協定を締結するとしています。本市におきましても、一体化に参加する場合はこの基本協定を締結する必要がございます。

ただいまご説明いたしました事項以外にも、協議検討が進んでおる事項、あるいは今後議

論を深めていくべき事項も多々ございます。それらにつきましては、奈良県広域企業団設立準備協議会、同幹事会、同作業部会などへ検討協議を行っていくこととなっております。

川村議長 横井議員。

横井議員 2番、横井が質問します。ただいまの回答を、端的に言いますと、たとえ単独経営を続ける場合においても、今後、料金の値上げは避けて通れない道であると認識せざるを得ませんという言葉がありました。非常に大事なポイントでございます。最初のほうでの答弁で、水源について説明がありましたが、ここでポイントです。自己水と県水の割合はどうなっているのでしょうか。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 ただいまのご質問にお答えいたします。自己水の取水量と県営水道受水量との割合につきましては、年度によりばらつきがございます。合併以後の実績におきましての県営水道受水量の割合は、約2割から約3割の間で推移しております。ただし、今後ともこの割合で継続していけるかは現在、不透明なところがございます。それにつきましては、県域水道一体化の議論にも関係してまいります事項とも考えられますので、今会期中に開催されます県域水道一体化調査特別委員会にて述べさせていただきたいと存じます。

川村議長 横井議員。

横井議員 本質に入ります。ただいまの中で、それにつきましては、県域水道一体化の議論にも関係してくる事項と考えられますので、今会期中に開催される県域水道一体化調査特別委員会にて述べさせていただきたいと存じ上げますとありました。つまり、延長ラウンドがあるのです、皆様。私はここで更に突っ込みを入れます。葛城市の水道が県営水道になった場合、県域水道一体化に参加した場合です。どのような利点があるかをお願いいたします。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 本市が県域水道一体化に参加した場合の利点につきましては、大きくは次の4点が考えられます。

1点目は、現在よりも水質等が安定し、安定供給につながること。2点目は、災害時等において、マンパワーによります復旧などの即時対応が可能となること。3点目は、国、県の交付金を活用した水道施設の更新が図れ、計画的に行われること。4点目は、管理体制の強化により、技術の継承が可能となり、施設の効率的な維持管理が図れることの4点が大きくはございます。

川村議長 横井議員。

横井議員 利点の次は、欠点でございます。本市が県域水道一体化に参加した場合、今度は欠点はどういうところがありますか。よろしく申し上げます。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 参加した場合の欠点、デメリットについてでございますが、まず、先ほどご説明申し上げましたとおり、現時点での試算結果では、水道料金において統合効果が見られないところでございます。これは最長30年間の特例措置があることも先ほどご説明申し上げたところでございます。

次に、現在は地元水利組合等のご協力をいただきながら、水道水源として取水をさせていただいているところではございますが、本市の浄水場が廃止されることに伴い、その貴重な水源を水道水としては使用しなくなることも挙げられると考えられます。また、統合後、事務所が集約され、本市に事務所を置かなくなった場合を想定いたしますと、市民からの緊急性のある連絡に対し、場所の特定や現場への到着の時間が遅れるといった懸念もございます。さらに、施設更新などに広域化事業や運営基盤強化等事業の国の交付金を使用できないことから、全額水道事業の自己財源で賄っていく必要があることも挙げられると考えます。

川村議長 横井議員。

横井議員 利点、欠点、両方とも挙げていただき、非常に重要なことを言ってもらいました。この中で、県域水道一体化調査特別委員会が今後ともあるわけです。そこで更に深く掘り込んだ質疑応答ができるわけです。それは、私どもが考える、市議会議員として、市民のパイプ役として、声を声にする、それが私どもの義務とっております。それを次回の県域水道一体化調査特別委員会でも述べたいと思います。

続きまして、第2点目の質問、公共施設の防災状況についてに入りたいと思います。公共施設の防火管理者等の設置状況はということで、市役所新庄庁舎、當麻庁舎の防火管理者の設置状況はどのようになっているのでしょうか。

川村議長 東総務部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。よろしくお願いたします。

公共施設におきましては、火災による被害を防止するために必要な安全対策を定めまして、防火管理上必要な業務を行う責任者として防火管理者を、葛城消防署に消防計画とともに届出を行っております。消防法では、多数の人が利用する一定以上の建物の所有者が、防火管理者を選任し、その業務を行わせなければならないとなっておりますので、法律を遵守した形となっております。新庄庁舎、當麻庁舎ともに、消防法令で定めます講習会を受講、そして修了証を取得した者が防火管理者として業務に当たっております。

以上です。

川村議長 横井議員。

横井議員 続きまして、防災訓練は定期的に行われているのか。継続は力なりと言われます。消火器、消火栓の配置状況についてお伺いします。よろしくお願いたします。

川村議長 東総務部長。

東 総務部長 まず防火管理者としての業務といたしまして、消防計画の作成、消火、通報や避難の訓練の実施、また、消防用設備の維持管理、火気の使用または取扱いに関する監督となっております。私ども総務部が所管しております市役所新庄庁舎、當麻庁舎、両庁舎につきましては、毎年、定期的に消防設備等の管理や、避難訓練、これは、年末や年度末に行っております。火災発生を想定いたしました避難訓練時には、実際に放水はしないものの、自衛消防班が消火栓のホースを使用しまして、初期消火の訓練も同時に行っております。また、新庄庁舎、當麻庁舎、両庁舎とも各階に消火器を設置してございまして、使用方法の表示もしておるところでございます。消火栓につきましても各階に設置されてございまして、その使用方

法につきましても、消火栓のところに表示をしておるところでございます。

川村議長 横井議員。

横井議員 次の質問になります。消防設備点検、メンテナンスは定期的に行われておりますか。

川村議長 東総務部長。

東 総務部長 消防用設備等につきましては、いつどんなときに火災が発生いたしましても、確実にその機能を発揮できるものでなければならぬと考えております。そのためには議員のご質問のとおり、適切な設備の維持管理が必要と考えております。消防用設備等を設置することは消防法により義務づけられておりまして、施設管理者は、設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を速やかに所轄の消防署に報告しなければならないとされておりますので、本市といたしましても、消防設備の点検業務を専門業者に委託をいたしまして、消防設備等の点検と定期的なメンテナンス、不具合による修繕、機器更新などを行っております。庁舎は毎年、消防署の立入り検査もございますので、そのときに、改善すべき指摘事項等がございましたら、改善計画の届出書を当該消防署に提出をしておるところでございます。

川村議長 横井議員。

横井議員 ありがとうございます。この消防設備のほうは、私自身も消防設備士の資格を持っておりますので、実際に見てきて確認しております。さきの水の件に関しましては、皆様からの要望がありました。それにお答えする形で皆様にご無理を言って、このたびの本議会での発表となりました。今後とも、私は市民の皆様との間に立って、パイプ役として、皆様の声を声にしていきたいと思っております。それは私の義務であると思っておる次第でございます。今度また、水の委員会があると聞いておりますので、そのときに深く掘り下げてご質問したいと思っております。どうか皆様、ご自愛のことをお願いいたします。どうもありがとうございました。

川村議長 横井晶行議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時間は午後 1 時からでございます。

休 憩 午前 11 時 26 分

再 開 午後 1 時 00 分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、谷原一安議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 日本共産党の谷原でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問に立たせていただきます。今回、私、2つほど質問させていただきます。

1つは、葛城市の水道事業についてであります。今、葛城市の水道事業は、大きな岐路に立たされております。県域水道一体化計画により、広域水道企業団が設立されることとなりますと、葛城市が水道事業を廃止してこの広域水道企業団から市民の水道の提供を受けるのか、それとも葛城市が引き続き水道事業を継続していくのか、大きな選択を今、迫られようとしております。ただ、このことにつきましては、葛城市議会では、県域水道一体化調査特別委員会、これを開きまして、本定例会中にも開催いたします。そこで県域水道一体化計画

については、しっかりと審査をすることになっておりますので、本日の一般質問につきましては、まず、葛城市の水道事業、このことについてしっかりと理解を深めたいと思いますので、とりわけ水道料金に焦点を当てて質問してまいりたいと考えております。

それからもう一つは、道の駅かつらぎ建設事業に係る、葛城市が訴えを提起している裁判訴訟につきまして、一部和解という形で終息するということになりました。このことにつきまして、その結果あるいはその総括、このことについて、幾つか質問してまいりたいと考えております。

これよりの発言は質問席にてさせていただきます。よろしくお願いいたします。

川村議長 谷原一安議員。

谷原議員 それでは、早速葛城市の水道事業について質問させていただきます。

まず最初に、葛城市の水道料金について質問いたします。葛城市は平成16年10月に、旧新庄町と旧當麻町が合併して誕生いたしました。今年で18年目となります。この間、葛城市は水道料金について値上げをされてまいったのでしょうか。このことについて伺います。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 失礼いたします。上下水道部の井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

葛城市は合併に伴う水道事業の統合にあわせまして、水道料金は、旧町のうち低いほうの町の料金に設定いたしました。葛城市となった以降におきましては、平成26年度に消費税を内税方式から外税方式に変更するため、消費税5%を現行単価から割り戻した単価設定に変更した上、消費税を加算するといった内容の改定を行っておりますが、料金値上げの改定は一度も行っておりません。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 合併時に、水道料金を低いほうに合わせる。サービスは高く、負担は低くというのが合併の目的でしたから、低いほうに合わせて以来、消費税の税額は上がったけれども、本体としては、全く水道料金を上げてこなかった。18年間一度も水道料金を上げてこなかったということであります。

では、次に伺いますけれども、この18年間、水道料金を値上げせずにこれたという、この理由は何なんでしょうか。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 本市の水道事業は、職員の人件費をはじめ、業務の民間委託などで経費節減の努力を続けてまいりました。その結果、経常収支比率や料金回収率は、継続して100%を上回っており、経営状態は良好と言えます。そのため、合併後の18年間、水道料金の値上げをすることなく運営してまいりました。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。18年間水道料金を葛城市が上げずにきたというのは、まさに今、おっしゃいましたように、経費節減など大変な経営努力を続けてこられたたまものだと思います。そのことが、奈良県内で最も水道料金が安い、住民福祉に非常に寄与してきたという

ことでありまして、これは本当に職員の方のご努力のたまものだと思います。しかしながら、今後、老朽施設の更新などで費用が発生するとなれば、当然、水道料金を引き上げるということが課題になってくると思うんですけれども、水道料金を引き上げる場合、どのような場合に実施するということになるんでしょうか。この点について伺います。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 一般的に申しまして、料金値上げを実施する時期といたしましては、経常収支比率や料金回収率が100%を下回る、いわゆる赤字に転じ、今後も赤字が継続することが予測される場合が考えられるところでございます。しかし、料金改定案の策定に取りかかり、料金改定の実施に至るまでのプロセスには、約1年半から2年を通常要するところがございます。そのため、いわゆる赤字に転じてから料金値上げの検討をしていると、改定期間の遅れにより、改定率はより大きくなることとなります。このことから、中期的な財政計画をもとに、前もって段階的に少しずつ改定を進めていくことが必要であると考えます。先ほど答弁いたしましたとおり、葛城市では、合併後18年間料金値上げをいたしておりませんでした。今後、本市も料金値上げは避けては通れないと認識しております。また、その実施のタイミングを見逃さぬよう見定めていきたいと存じます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 値上げをせざるを得ない場合も出てくると。それは、経営が赤字になると、当然、そうなることと続けられないわけですから。ただし、赤字になってから値上げとか、あるいは赤字が続いてから値上げということになると、住民負担、大きな値上げということになるので、早めに財政計画を立てながら、見通しを立てて段階的に上げていくと。ここには、住民に対する負担、これをできるだけ軽減する、住民の納得を得ようという考え方があるんだろうと思います。そこで次に、伺いますけれども、値上げするとなった場合に、その手続については、葛城市ではどのようにされるのでしょうか。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 最終的には条例改正が必要となります。葛城市水道事業給水条例第24条に料金の規定がございますが、その部分の改正が必要となってまいります。料金改定までの一般的な手順を申し上げますと、まず、財政計画を策定し、料金改定案を策定します。その内容と申しますと、財務・経営分析、水需要の予測、財政シミュレーション、料金水準の設定、料金体系の設定、そして料金表の確定となります。また、そのプロセスにおきましては、第三者を交えた会議に諮り、議会に説明し、決定していくのが通例です。そして、条例改正案を上程し、可決をいただく。同時に、市民への周知を図った上で、料金改定の実施となります。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 葛城市が値上げするとなった場合には、今、ご答弁いただきましたプロセスを踏んでいくということでもあります。料金改定案を策定した後に、第三者を交えた会議でこれを諮り、また、議会にも諮り、そして、議会が条例を改正するという形で決めていくと。そこには、やっぱり市民の声が届く、あるいは市民の反応を見ながら、委員の方々、あるいは議員も議論していくということがあられるわけです。だから私は葛城市の水道事業のいいところは、やはり

市民をしっかり見ながら、経営もやっていくということに努力されているんだなということを感じるわけであります。経営だけのことを考えたら、どんどん施設を最新にして、水道料金をどんどん上げていったらいいという議論になりますけれども、負担するのは住民でありますし、水道は、まさに命の水ですから、所得の低い方々も毎日使わざるを得ない。そうした方でも支払える、そうした形で住民のことも考えながら、水道料金については、バランスをとって考えていくということが、今の答弁からもよく分かりました。

別の観点から、私、見ていきたいと思うんですけども、先ほど料金回収率という指標が出てまいりました。つまり、経営状態を示す水道経営における1つの指標なんですけれども、葛城市の料金回収率はどうなっているんでしょうか。奈良県12市の比較において、どうなっているかについてお伺いいたします。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 料金回収率と申しますのは、経営の健全性・効率性を表す経営指標で、給水にかかる費用がどの程度給水収益で賄えているかを表した指標のことです。分母に給水原価、分子に供給単価、これに100を乗じて算出されます。この値が100%を下回っている場合、給水にかかる費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味します。本市の料金回収率を年度ごとに申し上げますと、平成30年度が113.6%、令和元年度が113.1%、令和2年度が112.4%と、ここ数年におきましては、年々0.5ポイント程度の悪化はあるものの、高い値を維持しています。令和2年度における県内他市におきましては、11市のうち、100%を上回っている団体が6市、下回っている団体は5市となっております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 12市の料金回収率について、一つ一つお聞かせ願えませんか。可能ですか。お願いします。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 それでは、令和2年度決算状況調査に基づき公表されている経営比較分析表の数値をもってご説明させていただきます。

まず、100%を上回っている団体といたしまして、奈良市104.82%、大和高田市103.90%、大和郡山市106.35%、天理市120.06%、橿原市108.34%、これに、本市の112.4%も100%を上回っている団体です。下回っている団体といたしましては、桜井市92.74%、五條市85.48%、香芝市98.37%、御所市69.78%、宇陀市79.54%となっております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 料金回収率は簡単に言いますと、水道水の原価と売値、これを比較したものなんです。要は給水原価と供給単価、これを比べて、その差額がどうかということですよ。これ100%切ると赤字ですよ。御所市なんかもう70%を切っているわけです、赤字なんですよ。こうした赤字団体は一般会計からお金を繰り入れて、高い水道料金を引き下げている。五條市などでもです。つまり、こういうところと、県域水道一体化では合併して1つになるんです。当時はこんなに経営状態が違うから、30年ぐらいかけて事業統合しましょうという話でした、県域水道ファシリティマネジメントは。ところが令和7年度にはもう一気に料金統一すると。ほんで今、いろんな問題が起きてきているわけです。葛城市も大変苦勞するという事態にな

るわけですが、これぐらい料金回収率は差があるんですが、葛城市は何と110%を超えているんですよ。ほんでこれ、水道料金の高さの問題ではありません。低さの問題ではありません。大和高田市や橿原市は大変水道料金は高いです、大和郡山市も。しかし、この料金回収率も高く維持していますから、これは、先ほどおっしゃったように経営の効率性・健全性、つまり、経営に関わる問題なんです。したがって、葛城市は、水道事業は本当によくやってこられたと。健全な経営を、先ほど言いましたように、本当に経費節減をしながら、やってきた、その成果がこの料金回収率に表れていると思うんです。ここには私は、葛城市が、水道事業の経営を考える上での根本的な考え方があったんだと思います。それは、住民負担を抑えると。ここで一生懸命やってこられた。これはすごいことだろうと思うんです。

ところが、私がこの問題をなぜ取り上げようと思ったかと言いますと、県域水道一体化計画のシミュレーション、これ、5年ごとに30年間、5年ごとに30年かけてずっと上がっていくんですよ。5年たつと見直して上げます。また、5年たつたら見直して上げます。もう当たり前になっているんです、料金値上げが。あれ、待てよと。葛城市の水道の経営はどうなっていると。私は、ここは、本当に考えなければいけない問題があると思っています。具体的に言いますと、これは企業経営です、公営企業ですから。企業の場合は普通、市場競争があります。市場で激しく競争しています。その市場によって適正な価格が決められ、判断され、場合によっては市場から退場を命ぜられる企業も出てまいります。しかし、公営企業の場合は地域の独占企業です。水道料金が、うちの町は高いから、安い隣町から水道水を引っ張ってこようか、できません。住所を移すしかありません。したがって、水道料金というのは市場の原理が働かない。だからこそ、先ほどおっしゃったように水道料金を上げる際には、様々に議会の判断も得る、第三者機関の意見も求める。基礎自治体である市町村が、水道事業をやることによって身近に市民の顔を見ながら、経営とバランスを取りながら、そして水道事業をやってきた、こういうことだろうと思うんです。ところが、今の広域水道企業団の場合、市場原理が働かないんです。働かないから平気でこんなシミュレーションを出してくる。これは奈良市が問題にしていますよ、この総括原価の根拠となる数値を出してこないから。だから議論できないんですよ。だから、私は葛城市が大変優れた料金回収率で、なおかつ市民に対して、水道料金を上げずにやってきた。この経営努力、これ、私は本当に葛城市の宝だと思っています。先人たちの努力がここまで、こうした水道事業をつくり上げてきた。それが今、大きな岐路に立っているということなんです。

さて、水道料金の算出においては先ほどありました、今後、例えば老朽施設を更新していくためには多額の費用が発生する。大きく言うと水道の浄水場、それからあと、市内に張り巡らされている配水管、この老朽化に対して更新をしていく莫大な設備費用が今後発生することが想定されております。先日、県域水道一体化調査特別委員会で、委員長は藤井本委員長ですが、ぜひ、議員としても、葛城市内の浄水場、これを見ておこうということで、見学に参りました。見ましたけれども、本当に浄水場は施設は古いです。本当に何とか維持しながら、やってこられた。これについて、葛城市としては、水道の浄水施設、更新計画は

あるんでしょうか、これについて伺います。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 令和2年度に実施いたしました浄水場施設の老朽度調査によりまして、法定年数の短い機械設備と電気設備についての中期工事計画を策定しており、令和3年度からその計画に即し施工しているところでございます。一方、耐用年数の長い土木構造物につきましましては、県域水道一体化の動向を見極める必要もあることから、実使用年数の延命化、長寿命化を果たすべく、適切な維持管理に努めているところでございます。今後、必要に応じ、更新計画の策定に取り組んでまいります。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 必要に応じて工事計画を立てるということでありましたが、一方で、県域水道一体化計画というものに葛城市が入るかどうかということがありますから、葛城市がこの令和7年度にもし、広域水道企業団に入るとすれば、更新計画があっても、これ、どうなるんでしょうか。葛城市の浄水場の老朽化対策、更新計画はなされることになるんでしょうか。これをちょっとお伺いしたいんです。葛城市が広域水道企業団に入るとした場合、この浄水場の施設の更新あるいは更新計画に関わる権限、これは葛城市にはあるんでしょうか。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 ただいまのご質問の、浄水場施設の存続または廃止の権限はどこにあるのかというところにつきましてご説明申し上げます。

水道事業等の統合に関する覚書第5条におきまして、企業団は、計画的に浄水場、配水池等の統廃合及び関連する連絡管路整備等の施設整備を行うと規定されておりまして、同第7条におきましては、資産等は企業団にすべて引き継ぐと規定されているところでございます。また、その施設整備に係る予算につきましても、企業団議会において審議されることから、浄水場施設の存廃あるいは改良等の施設整備に係る権限は企業団にあるものと認識しております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 葛城市の施設は大変老朽化しております。それは、令和7年度以降、葛城市が入るとすれば、当然、広域水道企業団が管理するということになりますから、その更新については、これは葛城市には権限がなくなるということでもあります。これについては、午前中の横井議員のほうからも質問があったところではありますけれども、浄水場の更新について、私は非常に葛城市民に誤解を与えてはならんことがあると思っているんです。これは県域水道一体化調査特別委員会の中でしっかりとご答弁もいただいたり、確認をしたいと思うんですけれども、昨年の覚書締結に向かって様々な資料が出てまいりました中に、葛城市が企業団に入った場合、令和12年度にはもう浄水場を廃止するという文言が出てました、この文章の中に。とすると、もうその時点で100%広域水道企業団の水を受けるということになります、葛城市は浄水場がないわけですから。令和7年度に入る。5年間は、葛城市は浄水場をやるでしょう。それ、老朽化してる。施設更新しなければ、もう令和12年度には廃止というのが最初に出てたんです。はっきり今、出ていませんけど。でも廃止されてしまうと、当然、自己水

源で安く水をつくることはなくなるわけですから、30年間葛城市は、何だか料金は低くいけますよみたいな、何かそういう印象があるんですが、実はそうではない。令和12年度に、浄水場、あるいはもっと早いかわからない。これは権限は向こうにあるんだから、もっと早くなるか分からない。そしたらその時点で葛城市の料金は、一遍に上がると。最も高く上がります、葛城市の水道料金は。奈良市は大騒ぎしていますけど、奈良市が一番上がる上がるというているけど、一番上がるのは葛城市、次は大淀町ですけど。だからそういうことがあるので、これ一体どういうことになるのか、葛城市の水道料金も含めて、これ、きちっと県域水道一体化調査特別委員会で確認しないと、市民の方々が、いや30年間このままいけるでというふうな判断で入っていいやなんて言われて、いやいや令和12年度、それ前に、ぼーんと上がるようなことがあったら、これは大変なことですから、議会としても。これはちゃんと詰めていくことが私は大事だろうと思っておりますので、これはまた、県域水道一体化調査特別委員会の中でお話を聞きたいと思っております。

水道について最後にちょっと、ご意見だけ申し上げたいと思っております。奈良新聞に、この間、県域水道一体化について様々な記事が出てまいりました。私、この中で、これは5月28日土曜日の奈良新聞ですけれども、これまで議論してきた、あるいはこれまでやってきたことと違う動きが、出てきていると。これちょっと一部読みます。県域水道一体化事業に対する率直な意見交換を目的とした、臨時の県市長会が27日、大和郡山市北郡山町のやまと郡山城ホールで開かれたと。会議は非公開だと書いてあるんですが、この会議の内容について、奈良市が2月の協議会を欠席したことにつき、いろいろ臆測を呼びましたけれども、奈良市が離脱すれば、広域化に大きな影響が出ることから、問題点を整理し、奈良市、大和郡山市も含めて広域化の議論を進めようと臨時に県市長会を開催。12市の市長と県町村会を代表して王寺町、広陵町長が参加し、意見を交わした。終了後、取材に応じた仲川市長は、前回の協議会で示された財政シミュレーションでは将来にわたる経営判断ができないと申し上げてきた。今日の会議ではこれまでの議論を金科玉条とするのではなく、限られた時間で濃密な議論をしていこうということで一致できたのではと成果を披露したと。つまり、我々は、県域水道一体化調査特別委員会で、県の案に従ってずっとやってまいりました。ところがこの段に来て、こういう動きがあるんです。特に奈良市はこの間、財政シミュレーションについては、これは、各市町村から出た元データが公表されないということで、もう市独自に予算を使って、コンサルタントを頼んで、実際調べるということをやっていますよ。財政シミュレーションを検討すると。これ料金決定に関わることやから、原価がどうなるか、大事なことやと。黒塗りでしか協議会が、資料を出さなかったから怒っちゃって、自らの予算を使って調べると。原価計算をきちっとやって、市民にちゃんと、本当に入っているのかどうかということをやりたいというふうに言っているぐらいですから、これがもう揺らいできているような話ですよ。ほんで、大和郡山市まで引き入れているから、そもそも、大和郡山市が入らないと、条件つけてたことがどうなるかも分からない。その中で葛城市はどうするんですかと。葛城市は何か条件つけたり、葛城市は何か方針を持って、新たなこの揺らぎの中で、市民の利益を守るために、市長として、こういうことを言っていきたいというのがある

のかどうか、これをぜひ、一般質問ではちょっと難しいので、県域水道一体化調査特別委員会の中で、ぜひお話ししていただきたいんですよ。私、個人的に思うのは、私も副委員長をやっていますから、皆さんの議論を聞いてまいりました。議員の皆さん、みんな本当に困っているわけです。何でかという、県の方は、いや葛城市は単独でいったほうが、施設の更新費、毎年5億円、浄水場を更新するような費用を見込んでも、入るより30年間は料金が安くなりますよと。そんなのでは入れるわけじゃないですよ。ところが、午前中のご答弁でもあったように、いろんな問題がやっぱり水道事業については、今後予想される中で、30年後も安定供給できるのか、議員の方々、心配されている。ところが荒井知事が、最初に入らないやつを後からも入れないと、最初に言ったわけですよ。大阪府は違います。大阪府は必要なところは広域化をやって、広域化は出発する。堺市は単独で今やっています。でも、将来必要だったら入れましょうと。段階的にやっているわけです。だから、葛城市は本当に困っているわけです、議員の皆さんも。本当に市民のためにどういう判断がいいのか。そのときに、今、いろんな市町村が、市民の利益のためにいろいろ綱引きを始めてます。赤字6団体も、当初の覚書では、ずっと一般会計から赤字も補てんするという約束をしていたのに、この間の中間報告を見たらチャラになっていますよ。ほんで奈良市が怒ったわけです。だからもう、そのいろんな市町村が合併するに当たって、自分たちの主張をちゃんとやりながら、やってきているわけですよ。これをぜひ、葛城市もそろそろやらないと、葛城市の市民に本当に理解できるような決定ができるのか危ぶんでいますので、ぜひ、市長におかれましては、今の状況の中で、葛城市というのはどういう方針でもって臨んでいこうとしているのか。今の県域水道一体化調査特別委員会の中間報告、それが大体の骨格ですから、それに対してどう評価して、どう臨んでいこうとされるのか、ぜひ、これは市民に明らかにしていただきたいと思えます。

以上のことをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問ですけれども、道の駅かつらぎ建設事業に係る訴えの提起の結果および教訓について、質問したいと思います。

葛城市の大きな事業でありました道の駅かつらぎ建設事業におきまして、建設予定地内の土地及び施設の取得に関わって、移転補償費を支払った、そして代替地を提供したと。その代替地から産業廃棄物が出たことに伴って、違法な追加移転補償費が支払われたということで、また、その移転補償費以外にも、架空の道路工事によって捻出した費用によって、その代替地内の整備を行った、こうしたことについて、住民監査請求に基づく監査勧告に従いまして、葛城市は損害賠償請求の裁判、これを起こしたわけでありまして。その当時の市長や副市長及び社会福祉法人に対して、損害賠償請求の裁判を起こしました。この裁判につきましては、一審におきまして奈良地方裁判所の判決では葛城市の主張が全面的に認められまして、勝訴となって、違法な支出があったということで2,500万円、プラス、ほかにもありますけれども、追加移転補償につきましては、2,500万円損害賠償を支払えと、相手方に求める判決が出たわけですが、控訴審、相手方も控訴して大阪高等裁判所におきまして、審理が進んでいたわけですが、この大阪高等裁判所のほうから、民事調停法第17条に基づ

く決定が示されて、葛城市はその決定を受け入れると。そして議会も議決をして、この決定に基づく和解に至るということになりました。この終結の在り方は、和解ということになりましたから、新聞でも報道されたんですけども、市民の方からどういうことかよく分からないと、一体どういう結論になったんだということをよく問われます。なかなか、これについて分かりにくいということでもあります。今回、この問題を取り上げましたのは、この訴訟を行うことによって、葛城市が多額の財政支出を行いました。また、職員の方々は裁判に相当労力を払ってこられました。葛城市議会もこの問題で、本当に長時間、時間を取られています。本来は、もっと葛城市の将来の発展のために、職員の能力、時間、議会もそのための労力を使うべきだと私は思います。ところが、それも財政支出もありましたけれども、それで終結したわけですから、私はどこかで総括をしっかりしていただきたいと、市民にもそれを明らかにしていただきたいと、そういう観点から、幾つか質問をさせていただこうと思います。

まず、代替地から産業廃棄物が出たことに関する訴訟についてですけども、葛城市が損害賠償請求の請求金額は幾らで裁判を起こされたのか、この経費というか、お金のやり取りの面からこの総括をしていていただきたいと思っておりますが、損害賠償請求、幾らの裁判を起こされて、この訴訟は終結することになったわけですけど、その結果として、どうだったのか、これについてお伺いします。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしく願いいたします。

ただいまの谷原議員のご質問にお答えいたします。道の駅かつらぎの関連訴訟として、葛城市及び葛城市土地開発公社に関連する訴訟は6つありますが、住民監査請求に基づく損害賠償請求事件の損害賠償請求金額は、630万4,869円、370万4,400円、2,500万円と、それぞれ3つの返還請求を行っており、その合計金額は3,500万9,269円となります。2,500万円の損害賠償等請求事件につきましては、大阪高等裁判所第13民事部より、民事調停法第17条決定が出され、その内容を簡単に申し上げますと、訴訟の相手方が連帯して解決金として市に2,500万円を返還し、市は、移転補償金追加分として、議会の議決を経て、社会福祉法人に2,500万円を支払うという内容でした。令和4年の3月の臨時会において議決をいただき、実質和解と同じ効力として決定し、損害賠償金につきましては、実質相殺となる手続を行いました。

以上でございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 葛城市としては、合計で3,500万9,269円、損害賠償等請求を行う裁判を起こしたと。3つの裁判になります。そのうち2,500万円の追加移転補償費に関わっては、結果として新たな追加移転補償費を、相手方に支払って、解決金として相手から2,500万円いただくということになりましたから、相殺でゼロと、つまり、当初、相手方に2,500万円違法として支払った、その2,500万円については、結果としては、取り戻すことができなかったと。つまり、追加移転補償費という形で5,000万円払ったことになるんです。そのうちの2,500万円が解決

金として戻ってきたということですから、当初の2,500万円、追加移転補償分については、振り替えられて、相手方に渡されたということですから、本来2,500万円を取り戻しに行つて、実は結果としては、金銭的な面だけですけれど、性格はともかくとして、葛城市が収納できるのは、ゼロと、プラスマイナスゼロということになったということでもあります。お金の性格を言い出したらややこしいですから、お金だけの、金額だけの流れで申し上げましたけれども、結果として2,500万円を取り戻しに行つて、結果としてはプラスマイナスゼロになったということだろうと思います。これについて、相手方も裁判を起こされたんです、葛城市に対して。これはどうなっているかということなんです。葛城市は当然、訴えましたけど、相手方の言い分もあって、相手方も損害賠償等請求を葛城市に起こしました。これは葛城市及び葛城市土地開発公社に対して起こしていますけれども、こちらのお金の出し入れがどうなったのかということ、教えていただきたいので、この点について質問します。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 ただいまの谷原議員のご質問にお答えいたします。市につきましては、損害賠償請求額2,500万円の訴訟と、土地開発公社につきましては、産業廃棄物撤去等請求事件、損害賠償請求額が3億4,938万4,059円と、2,500万円の損害賠償等請求事件がございます。損害賠償請求額の請求金額の合計につきましては、市と公社それぞれで2,500万円が訴訟されておりますが、奈良地方裁判所と大阪高等裁判所で二重請求となっておりますので、実質2,500万円と、先ほどの3億4,938万4,059円となり、その合計金額は3億7,438万4,059円となっております。また、訴訟の結果につきましては、2,500万円の損害賠償等請求事件につきましては、17条決定に基づき、実質的には和解となり、損害賠償金については実質相殺となりました。産業廃棄物撤去等請求事件については、最高裁判所の判決が令和2年2月に決定され、4,077万7,000円に遅延損害金を加えて葛城市土地開発公社に支払うように判決が出ております。

以上でございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 今、詳しくお話しいただきましたけれども、相手方は代替地から産業廃棄物が出てきたということで、既にそこは建物が建っていますから、その建物を取り壊して産業廃棄物を更に撤去して建物を建てると。そのためにはもう3億円以上のお金がかかるんだという形で、損害賠償金を計算されて請求されました。そのことによって裁判費用が跳ね上がるというふうなこともなったわけで、これは1つの訴訟戦術だったかなと思うんですけども、結果として、葛城市は、最高裁判所でもう判決が確定してますけれども、葛城市土地開発公社は、代替地に産業廃棄物が入っていたことについて、これは契約で瑕疵のない土地を提供するという契約をちゃんと葛城市の土地開発公社と、相手方と結んでたわけですから、これはもう当然、損害賠償金を支払うことになりました。これは土地代が上限とする、これがもう損害賠償金の上限ですから、4,077万7,000円。これを葛城市は支払ったと。つまり、柘の郷は代替地を買って、4,077万7,000円を葛城市の土地開発公社にお金を払ったけれども、それはごみが入っていたということで、この4,077万7,000円は、社会福祉法人に当然、損害賠償金と

して支払ったということです。だから代替地については、ただになったと。ごみが出たからただになったみたいなもんで、森友学園と同じです、これ。そんな事態が起きたわけであります。つまり、結論から言いますと、相手方も2,500万円の損害賠償請求をほかにも起こされましたけど、それは相殺されてなくなったけれども、葛城市としては、土地開発公社に対して、損害賠償請求の4,000万円何がしかのお金が出ていったということになります。

それでは、裁判費用、これは幾つも裁判を行ってまいりました。葛城市議会でも、一般会計補正予算、あるいは予算等で、弁護士費用も含めて、議決して支払ってきたわけですが、この裁判関連費をこの2,500万円に関わるところに限りたいと思いますけれども、そこが今、終わっていますので、それについては支出合計はどうなっていますでしょうか。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。現在係争中の訴訟を除きまして、市で行っている2,500万円の損害賠償等請求事件と、社会福祉法人より、葛城土地開発公社が訴えられた2,500万円の損害賠償等請求事件及び産業廃棄物撤去等請求事件の裁判関係費用は、これまでかかった裁判費用が、2,240万8,872円となっております。

以上でございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 2,000万円余り、訴訟関連費用が発生したということでもあります。これ、金銭的なところだけまとめていきますけれども、2,500万円の、違法に支出された追加移転補償費に対する損害賠償等請求裁判を起こして、これまで2,400万円余りの費用を支出して、結果として、和解に至る、それを選択して、葛城市は損害賠償請求していた2,500万円は、実質的にはこれはもう取り戻せず、結果としては、土地開発公社から4,077万円余りの金額を支払うという結果になったということでもあります。これはもう事実でありますから、これはしっかりと押さえておく必要があると思っております。その上で、これだけの財政支出をやって、裁判には大変、職員の方々、時間を取られ、労力もお取りになっていただきました。その結果がどうだったのか、これは私はちゃんと市民に説明するべきではないかと思っております。私自身は、この結果については全く納得できませんけれども、でも、和解は尊重しなければなりません。議会でも議決しているわけですから、これ当然のことですけれども、個人としては、この結果については納得がいかない。なぜかという、これ、元の原因は何なんですか、一体。これだけ多額の費用と労力がかかった最初の原因は何なんですか。代替地を提供するのに、産業廃棄物の入った代替地をほかの土地所有者から買い受けて、そして、社会福祉法人に移転する補償として補償金を出していますけど、そこも含めて代替地、求められてそれを、土地開発公社が渡したんですよ。ここから全て、ここまでの大ごとになっているわけですよ。濫觴という言葉がありますけども、大きな川も源流をたどれば小さなちよろちよろした水ですよ。それが下へ行けば大きな川になる。もうとんでもないことになったわけです、葛城市は。最初のボタンの掛け違いのところ、私はここをきちっと総括してほしいと思ってるんです。今後も公共用地の取得に対して、どういうふうに生かしていくのか。そうしなければ浮かばれないんです、気持ち。これだけの多額の費用、これだけの労力を払って、あれ

は何だったんだと。そういうふうにしては私はならないと思います。そこで、ちょっと確認をしていきたいと思うんですけども、これは幾つかの教訓化する上での確認ですけども、公共事業において、用地取得に際して、代替地というのはどのように提供されるのか、これについて伺いたいと思います。

川村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いいたします。

代替地の提供の在り方についてでございます。代替地とは、公共事業の用地取得の際に、金銭に替えて譲渡される土地のことでございます。公共用地の買収の対価は金銭で支払うのが原則とされておりますが、土地所有者の要求によりその要求が相当であるときには、代替地を提供する場合がございます。公共事業用地の確保に伴い、土地の売買、工作物の移転に伴う補償契約をする場合、また、代替地を確保するための売買契約をする場合、譲渡所得に対し租税特別措置法により、所得控除がされるなど、公共事業用地及び代替地の確保に対し、税制上の特例が設けられております。この適用を受けるためには、市または土地開発公社、事業用地及び代替地の地権者との三者契約を行う場合がございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 原則は金銭で支払うということですけども、代替地を求められることがあると。これは税制の関係もあるので、三者契約されるということで、代替地を提供することが多いんだらうと思います。この場合、もし、土地に瑕疵があった場合、その瑕疵があったものをあえて提供した場合、葛城市に当然、責任が発生しますよね。これ、ちょっと確認したいんですけど。

川村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 瑕疵につきましては、状況により、個別具体的な事象となるため、顧問弁護士に相談し、対応することになると考えております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 その際、これ、一般論ですけども、元の土地の所有者から葛城市が代替地として買うときに、元の土地の所有者の責任、これは問えるんですか。

川村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 訴訟に関することとなりますので、具体的な答弁は差し控えたいと思います。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 一般論として聞いているんですけど、今度、柗の郷、名前出しましたけど、社会福祉法人との関係で、代替地に埋まっていたと、その場合に、元の地権者の方がいらっしゃるわけです。葛城市は買ってしまった。柗のところから、訴えられた。そのとき、葛城市が、あえて買った元の相手に対しては、言えない。これは訴訟があるから、訴訟の関係は言えないのは分かるんですよ。でも、今後とを考えていただいたらいいんですけど、一般的に、そうした場合には、全く葛城市は買いつ放しで、相手に求めることはできないということですか。それとも個別にということでしょうか。

川村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 先ほども申しましたように、顧問弁護士に相談し対応することになると考えております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 私は、この代替地の確保を、じゃあどうするんだと、これについてはどうお考えになっ
てるのか。葛城市はどうされようとされるのか、代替地を。どうあるべきなんですか、そした
ら。つまり、瑕疵のある土地を買って、葛城市が全面的に責任をかぶるようなことになる場
合もありますよね、今のお話だと。そしたら購入するときにどういうことをせなあかんので
すか。これ、物すごく市民としては納得できないところは出てくると思いますよ。これ、ど
ういうことでしょうか。

川村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 当然、代替地を提供していただく方に確認をさせていただき、また、その地域の
方に確認させていただくことになると思います。

以上です。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 この土地を買ったときに、具体的に、道の駅かつらぎ建設事業の場合、私は、瑕疵があっ
た場合に、明らかになった場合に、何らかの法的な処理をすべきだったと思ってます。この
ために、職員が非常にたくさんの不正な事務処理を行って、たくさん処分されました。だか
ら、出たことが分かった段階で、今は何度も弁護士と相談してとおっしゃっていましたから、
本来そうすべきだったと思うんですよ。ところがそれをしなかった。何でしなかったんだろ
うと、私は疑問に思いました。道の駅かつらぎに関する調査特別委員会でも、これは職員の
聞き取りをやったときに、やはりオープン期日を間に合わせる、そのために必死だったと。
とにかくこれを何とかオープン期日に間に合わせなあかんということだったんです。そこで、
私、ちょっとこれも疑問が出たんです。つまり、事業の期日が開始期日が決まっている、こ
うした事業における用地取得の在り方、これをどう葛城市は考えてるのか、これについてお
伺いいたします。

川村議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 公共事業に伴う用地取得につきましては、道路用地、また学校用地など、いろん
な場合がございます。用地取得の機会が多い都市整備部のほうから、代表して答えさせてい
ただきます。事業ごとに様々な需要があると考えられるため、一概には答えられませんが、
事業を行う場合には、ある程度のめどを立てて実施することが望ましいと考えております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 私は、本当に職員も苦勞されたと思っています。不正をもうせざるを得ない、非常に人間
的な問題で、本当に職員の方の中の間人間関係も含めていろいろ大変だったと思うんです。そ
れはやっぱり期日に間に合わせなあかん、土地買収が遅れている。大変な中でそういうこと
が起きたわけですけども、先ほどおっしゃったように、期日を決めて事業開始という場合
には、原則としてやっぱり用地買収を先にして、終えて、やるべきもんだと思いますよ。そ
うしないと、地権者の方、どう思います。居座りますよ。地権者はできるだけ高く売りたい

と思っている人だったら、期日が決まったら、そら引き延ばす、慌てる、いろんなことがそこで条件として出される、行政も苦しい思いをする。事業の在り方として、本当、考えなあかんと思うんです、公共用地の取得について。だから、こんなことをやっぱりきちっと教訓化を僕はしてほしいんですよ。何があったのか。本当に代替地にごみが埋まったのを買って相手に渡したところからとんでもないことが起こったわけですから。だから、それについては、行政としてきちっと総括をして、教訓を酌み出して、これは私、市民にも明らかにしていただきたいと思うわけですが、私は市長にちょっと最後にお伺いしますけれども、やはり、説明責任を、市長、果たしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 私のほうから答弁させていただきます。今回、谷原議員からご質問の道の駅の関連訴訟は、平成30年6月議会で訴えの提起として議案を議決後、その後約5年という期間にわたって裁判が続いてきたものでございます。今回、大阪高等裁判所第13民事部が出された民事調停法17条決定は、裁判所が、当時の2,500万円の支出行為は、違法な公金支出であったことを認めております。また、2,500万円が市に返還されることで、住民監査請求の勧告の1つが解決されたことや、このまま訴訟が継続されることで、訴訟にかかる時間や費用も更に必要となることなど、様々な観点から分析し、総合的に判断して17条決定を受け入れることといたしました。私は、葛城市に住んでいる方が、明るい話題であふれ、住んでよかったと思えるまちづくりをこれからも進めていきたいと考えております。まだ、全ての道の駅に関連する訴訟が終わったわけではなく、訴訟の一部は継続しております。今後、道の駅に関連する全ての訴訟が終わりましたら、訴訟の結果も踏まえて、一連の手続を整理し、検証するようになりたいと考えております。葛城市が住民監査請求に基づき起こした訴訟については、時期を見て報告いたしたいと考えております。

以上でございます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 ぜひ、よろしくお願いいいたします。私はこの間、道の駅かつらぎ建設事業の問題を取り上げてまいりました。過去の問題だということがありますが、これ、将来にも関わる問題だと思っております。やはり葛城市が公正な市政運営をやっていく、今の民間企業でもコンプライアンスということが盛んに言われております。つまり、不祥事が大変な不利益を会社に及ぼす、そうした時代になってきております。地方自治体におきましても、弁護士資格を持った職員を採用しているところが増えております。それも複数採用されているところが、たくさん増えているんです。ですから、今回葛城市がこの道の駅かつらぎ建設事業における様々な問題、それに対して、先ほどありました、多大な労力、浪費をしてきたわけですよ。こんなことはあってはならないので、私もこの間、監査制度、これを強化すること等を含めて、提言をしてまいりましたけれども、この道の駅かつらぎ建設事業に関わるこの裁判については、言ってみれば阿古市長の誕生の根幹にあるような問題ですから、今、市長が答弁されましたように、きちっと総括をしていただいて、今後二度とこういうことが起きないように、

ご尽力していただけたらと思います。

以上をもちまして、質問といたします。

川村議長 谷原一安議員の発言を終結いたします。

次に、5番、杉本訓規議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、杉本訓規議員。

杉本議員 皆様、改めまして、5番、日本維新の会、杉本訓規でございます。一般質問をさせていただきます。

今回は2点、毎回のことなんですけども、待機児童対策についてと、次は保育所について聞きたいと思います。

これからは質問席にてさせていただきます。皆さんが眠たくならないようにしっかり頑張って一般質問しますので、1時間お付き合いください。よろしくお願いします。

川村議長 杉本訓規議員。

杉本議員 よろしく願いいたします。待機児童も、おまえ何回言うねんと思われると思うんですけども、皆さんご存じのとおり、葛城市内、いろいろなところで開発が進んできて、家が建っていると。新築の家が増えるということは若い方々が葛城市に来られる、これはもう誰が見てもそのとおりなんです。だから、待機児童というのは、まだまだ考えることがいっぱいあるんじゃないのと僕はまだ個人的に思っています。というのも、周りの方々に意見を聞いたら、今年、葛城市、また待機児童すごいらしいと言われるんです。皆さんの周りは知らないです、僕の周りね。1人や2人じゃないですよ。僕らとか、行政の皆さん、めちゃくちゃ頑張ってくれてるじゃないですか。でも何でこんな声が聞こえてくるのというところを僕はずっと考えておる次第でございます。

まずは、毎回聞くんですけども、今年度の待機児童の数です、葛城市内の。調べていただいていると思うんですけども、お願いします。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 皆さん、こんにちは。こども未来創造部の井上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

待機児童の数でございます。令和4年4月1日現在で、自己都合を除く待機児童の数は10人ございまして、令和4年7月1日には16名となる予定でございましたが、その後の派遣保育士の採用と入所申込みの辞退などもあり、現時点の待機児童数は11名となっております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 昨年よりも減り続けてる。見た目は、なんですけども、今、部長おっしゃったみたいに、自己都合を除いた待機児童数ということなんです。これ、自己都合というのはどういうことかという、ここの保育所に行きたいですと申し込んだんですけど、駄目でした。でも、こっち行けますよと言われたときに、そこは遠いからいいですわと言った人は待機児童にならないということなんですよね。これってほかにもありまして、例えば、それは後で言うんですけども、要するに、受けている、分かっている、書類でちゃんと申し込んで、こっちが対応した数で、待機児童になっている行けない子たちが11人ということなんですよね。でも、

行政の皆さんも僕も一生懸命考えてものを言うていますが、やっていただければやっていただくほど、自己都合でなっている待機児童の数というのがどんどん増えていくと僕は感じているんです。なぜかと言ったら条件がどんどんよくなっていくから。でも、それでもまだちゃんと今からやっていかなあかんことがあるんです。それを1回ちょっとリセットというか、考え方を僕、今回言いたいですけども。

まずは、葛城市に住んでる方で、他市の保育所に行っている方々の数を調べてもらっているとと思うんですけども、何人でしょうか。地区ごとで聞いているのでお願いします。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 市外へ通園されている人数でございます。令和4年6月時点でございまして、地区別に申し上げます。新庄小学校区39人、新庄北小学校区12人、忍海小学校区18人、磐城小学校区23人、當麻小学校区8人で、合計の人数は100人となっております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 ちょっと一概には言えないかもわからないんですけども、僕、いつも言っている話で、私立の保育園の入所申込み時期と、公立の當麻地区の申込み時期が違うのが、絶対駄目だって話をずっとして、また後から出ますけれども、今のお話でも、新庄地区の方々は69人、當麻地区の方々は31人、他市の保育所に行っているんです。これ、勤務先がそっちにあるからという理由もあるかと思うんですけど、ぱっと見は、絶対そこに問題があるんです。例えば、忍海方面の方々は、近くの保育所に行きたかった、申し込んだ、駄目でした。次、ほんだら、當麻は空いてますと、行かないでしょという話を僕、ずっと言っていて、進んでなさそうなんでもう一回話をさせてもらっています。

続いて、逆に、葛城市外から葛城市内に、私立、これ、どこでもいいですけども、受け入れている人数は何人でしょうか。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 市外からの受入れ人数でございます。私立の保育園及び公立保育所を合わせまして24人となっております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 葛城市内の子どもたち100人ぐらいが市外に行っていて、24人の葛城市外の方々が来ている。内訳に関しては、いろんな事情があるからいいんですけども、ぱっと見は、何でやねんとなるんですよね。これはまた、今後聞いていきますけども。次に、先ほど待機児童11人っておっしゃっていましたが、多分、0歳、1歳、2歳やと思うんです。あまり、それを言いたくないんですけども、でも令和4年度より、この前皆さん予算でも可決していただいた派遣保育士、約2,000万円ぐらいの予算つけてたのかな、それぐらいあったと思うんですけども、その効果がどう出ているのか、お願いします。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 令和4年度より実施しております保育士派遣委託事業につきまして、令和4年6月1日時点で、お二人の方を採用しております。それにより、0歳児6人を新たに受け入れましたので、6人の待機児童の解消ができております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 若干効果が出たけど、2,000万円の予算を組んだけども、やっぱり他市も取り合い状態やということだと思んですけども、やっぱり、ここが僕はもうずっと前から言ってた肝やと思っんで、また、ちょっと頑張ってください、部長、ここは。

次に、先ほども申しましたけども、申込み時期ですよ。何回も言うてて、皆さんはどうお考えか分からないんですけど、僕はちょっとよく分からないんです。これ、今、しおり、また、皆さん後で見てくれたらいいと思んですけども、入所申込みの時期が、今回また小規模保育所が増えまして、項目が増えているんですけども、公立保育所及び認定こども園が10月4日から10月8日の受付なんです。私立保育園は10月2日、1日ね。小規模保育所が10月4日から10月8日まで、これ、公立と一緒にしょうね。ほんで、受付場所が、公立保育所は、當麻庁舎1階市民相談室、新庄庁舎子育て福祉課、認定こども園は當麻庁舎1階市民相談室が受付場所、私立保育園は希望する各私立保育園と書いてあるんですよ。入園申込書には、第1希望、第2希望、第3希望と書いてあります。行きたいところを書けということなんでしょうね。でも私立の保育園って1日しかないから、1個しか書けないんじゃないのと僕は言っているんです。ですよ。次、僕、その人の立場になって考えることが多いというか、癖づいているんですけども、私立の保育園が、10月2日、小規模保育所が10月4日から4日間の受付なんですけども、第1希望が小規模保育所で、第2希望が私立保育園やったらどないするんですか。ということなんです。意味分かりますか。私立保育園のほうが早いんだから、でも第1希望が、小規模保育所のほうやったら、もう、私立は終わっているでしょ、申込みが。もし今のままやったら、先に私立を受けて、駄目やったら公立と小規模保育所と、それは分かるんですけど、こういうことをしたら、もう、公平じゃないじゃないですかと僕は言っているんですよ。ここには第1希望、第2希望、第3希望と書いてありますけども、私立の保育園に行きたい方はもう一撃必殺というか、第1希望華表、第2希望はじかみとか、できないわけでしょう。それが、先ほど言ったみたいに、例えば新庄地区に住まれている方で、薑とか忍海とかあの辺に住まれている方で、これを持って行って、その日に、10月2日に持って行って、次の日に、これ、出るんですよ。僕のときもそうでしたもん。10月3日には駄目でしたと返ってきて、次、公立ありますよといったときに、それは、職場がそっちにあればいいですよ。いや、私、職場、御所市ですねんというたら、行くかという話です。違いますか。先ほども言いました潜在的待機児童というのはこういうところにもっといるんじゃないの、だから、いっぱいこうやって頑張っても、待機児童がなかなか減らないんじゃないのと、僕は思っているんです。これ、間違っていたら言うてくださいね。僕の個人的な意見かもわからないんで。先ほども言いました、この、全く意味がわからないんで、もう統一して、4日間でいいじゃないですか。4日間受けて、葛城市内の全部把握して、それは私立の園長らともめるかもわからないですけども、今後のことを考えたら、絶対そっちのほうがあえと思っんですけども、申込み時期統一というのも、だいぶ前から僕、ずっと言っているんですけども、どうでしょうか。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 申込み時期の統一の進展でございます。杉本議員から、3月の議会でも申込み時期の統一が必要ではないかとご提言いただいております。公立保育所の申込み時期は、通年、9月の末から10月にかけての5日間、私立の保育園3園は、同時期の1日のみで、翌年の入所受付を行っている状態です。現在、担当課のこども未来課におきまして、昨年度までの状況を考察するとともに、ご意見を踏まえまして、よりよい方法を模索し、検討を重ねているところでございます。方向性が決まりましたら、私立保育園や小規模保育所とも調整を図る予定で進めております。

以上でございます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 よろしく申し上げます。今の説明も、全部が正解と思わないですよ。その人、個人個人によっていろいろあると思うんですけども、見た目上というか、ぱっとルール上、絶対そっちにしたほうが、今後対応しやすくなると思うので、ちょっとお願いしておきます。

今、いろいろ聞きましたけども、また、申込みの統一って、他市もやったはるみたいで、うちだけやってないという時期が来ると僕は思っているんで、できるだけ平等に、申込みの機会、もう誰々が知っているから入りやすい、そんなんじゃないしに、もう一気にみんな申し込んでいただいて、本当に何人待機児童がいるのかというのをちゃんと理解した上で、対策、これからやっていただきたいと思います。先ほどの保育士派遣のことも聞きましたけども、来年度に向けて、待機児童、今も11人におられるということなんですけど、今から対策しやなあかんと思うんですけども、これからの待機児童対策、どのようにお考えでしょうか。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 葛城市の待機児童の原因は、保育士不足によるものでございます。全国的に保育士不足と言われている中で、葛城市も保育士の確保が重要課題となっているところでございます。そのため、令和2年度からは、潜在保育士再就職支援・登録事業を開始いたしました。また、令和4年度からは、保育士派遣委託事業を進めてまいりました。来年度もこれらの事業を継続して実施するとともに、担当課におけるハローワークやホームページでの求人や、県内で開催される保育に係る人材確保のための就職フェアへの参加などで、引き続き保育人材の確保に努めてまいります。また、あわせまして、新規職員の採用も推進してまいります。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 よろしく申し上げます。僕がいる限りは、多分僕、一生言い続けるんで、これ、もちろん。そこは多分、井上部長、分かっているという感じでいつも聞いてもらっているんですけど、今この話も全部踏まえて、まずはそこをきれいにした状態で、ほんま、先ほども言いましたけど、潜在的待機児童というのが、僕、思っているよりいてるのと違うのと思っているんで、その辺が、どぱっと待機児童が増えそうな気がするんですけど、その平等な意味でも精査してもらったらいいと思います。

待機児童対策については、以上とさせてもらって、次に、保育所についてというなかなか大きいテーマなんですけども、まず、1つ目に聞きたいのは、保育所の遊具、特にブランコ

とジャングルジムについてお聞きしたいと思います。

僕の個人的な感想もだいぶ入るんですけど、保育所にブランコとかジャングルジムって、事故が起こりやすいんじゃないのと思っていて、それは前から思っていて、昔、僕も子どものときに、ブランコの下で座っているところが、かちっと当たったことがあって、それを思い出して危ないなと思いながら、昔やったら、もうほんま、だっさーとなっている男の子とか、いっぱいおったけど、昔は、そんなんあんたが悪いと怒られたんですけど、今はそうはいかんわけで。特に今、葛城市は子どもが多くて、ブランコの横にちっちゃい子とかがいっぱいおって、うーんというところがあって、何でこれ、ほんまブランコ要んのかなといろいろ考えた結果、いろいろ聞きたいと思います。

まず、保育所の遊具というのはなぜ必要なんですか。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 園児が使用する遊具につきましては、滑り台や砂場、鉄棒、雲梯、ブランコ、ジャングルジムなどがありまして、それぞれの発達段階で期待される運動能力への効果がございます。例えば滑り台では、姿勢を保つための筋力や下半身の筋力、バランス感覚が、鉄棒では、腕の筋力、バランス感覚、身体認識力が、雲梯では、リズム感覚や握力、腕力、背筋、腹筋、空間認識力が、ブランコでは、バランス感覚、腕と足、腰を一緒に動かす力などの運動能力が伸ばせます。また、同時に遊ぶ楽しみも感じることができます。このようなことから、遊具を設置しているところでございます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 いつの話のことを言っているのか、いつ決まった話なのか分からないですけど、これ、ほんまに必要やったら全部についていると思うんです。僕、両方ないのがいつも言うみたいに気持ち悪くて、皆さん、考えてもうたらいいと思うんですけども、公立の保育所にはブランコとジャングルジムありますけども、私立の保育園はないでしょうね。調べてもらっているんで後で聞きますけども、これ、今のお話がほんまに、最重要項目やったら両方にあるはずなんです。全国にあるはずなんです。でも、そうじゃないというところなんですよね。それは、これからいろいろ説明で分かっていくことなんですけども、この保育所の遊具で今まで、事故ってあったんですか。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 公立保育所におけます遊具による事故の件数でございます。令和2年度は1件、これは滑り台から降りる際に勢いが制御できずに転倒されたものです。令和3年度は1件、これは遊具に起因するものではございませんが、ジャングルジムで遊んだ後、腕の痛みを訴えられたものです。令和4年度では、5月末現在で1件、ブランコとの接触となっております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 あるんですよ。ほんで、この5月末時点で、ブランコとの接触1件と言われてはいますが、あえて突っ込みませんが、どんなけがやったという話になったときに、皆さんが謝りに行ったりとか、市長が行ったりとかしているんでしょう、多分。だから、私立には僕は、

ないと思うんです。そんなリスクがあつて、めちゃくちゃ必要やったら絶対入れると思うんですけども、リスクのほうが高いという、子どもらがいっぱいおつて、保育所の先生、僕の子どもとかが大きい公園とかに行つてブランコの近くに行つたら、親1人は絶対いてるわけで、大人が、近寄つたらあかんよとちっちゃい子には言えるけど、先生、何人も見ているわけでしょう。いっぱい子どもがおると、ブランコで遊んでいるところに目を離してこの事故があつたときに、何で目を離したんやと絶対言われたと思うんですよ。でも、それはそれで無理があると思うんですよ、先生らが見る。だから、もうつけやんでいいと違いますよとなつたと思うんです。僕が責任者やったら、ブランコをやめようと言います。そんな長いこと、これから何十年もそのリスクを負えないと僕は思うんです、個人的に。でも、絶対に必要やったら入れたらいいと思うんです。ただ僕は、リスクのほうが高いんじゃないの、子ども、何があるか分からないんじゃないのという思いで質問させてもらっています。

次に、設置状況です、全国の。葛城市の設置状況も聞いていると思うんで、ずらっと全部、設置状況、葛城市と全国的なもの、お願いします。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 全国の遊具の状況でございます。学校における固定遊具による事故防止策というところの調査報告書でございます。平成24年3月発行の独立行政法人日本スポーツ振興センターによりますと、こちらは、全国891園からの回答に基づく、施設数に占める割合となりますが、最も多いのが、鉄棒84.5%、次に、ブランコ80.8%、滑り台69.6%、複合遊具56.2%、ジャングルジム43.4%、雲てい41.0%、太鼓はしご30.5%などとなっております。こちらは、事故防止策というところでまとめられている、随分前のものになりますが、このような状態です。

次に、令和4年6月時点で、奈良県内の11市の保育所と認定こども園のジャングルジム、ブランコ、滑り台について調査を行っております。全施設数に占めます各遊具の割合でございます。ジャングルジムが58.4%、ブランコが77.9%で、滑り台は全ての施設に設置されております。また、葛城市内の公立保育所と認定こども園におきましては、ジャングルジムは100%、ブランコも100%、滑り台100%の設置率となっております。そして最後に葛城市内の私立保育園でございますが、ブランコ、ジャングルジムともに設置はなく、ローラー滑り台が33.3%、総合遊具が100%となっている状態です。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 平成24年だとだいぶ前の話なんで、今調べたらまた違うと思うんですけども、大阪とかは、危険やということで取り外しが進んでいるとはうわさでは聞いています。今、説明いただいたみたいに、私立の保育園では両方ないという話で、これ、私立はなくて公立はあるといういつものことなんですけど、いつもと逆やわね。僕、いつも、合わせろというんですけど、これは逆になくせよという話になってきているんですけども。この件に関してと、市長に、急にちょっとお話聞きたくなって先ほどお願いしたんですけども、先ほども言いましたけども、事故がと考えたときに、やっぱり葛城市の子どもたちが、今、増えてきていますから、密になっているわけで、先生方にも無理があると思うんです。また、これ、子どもたちが少

なかつたりしたらいいですし、大きい公園とかに行つたときに、ブランコの近くに行くんやつたら親が見ているから、ちゃんと指示できると思うんですけども、先生が何人も見ているときに、ちっちゃい子が、外で遊んで、ブランコの近くへ行って当たっちゃつた、けがしたというの何か容易に想像できるんです、僕は。だから、いつも、もう遊具を造れ言うたり、造んな言うたり、どっちやねんと思われると思うんですけども、この辺に関しては、これから認定こども園も造っていただいて、多分、次の認定こども園はこの両方造らないと思うんです。多分リスクが高いかなと。絶対入れたいんやつたら入れたらいいですけど、必要な理由があんまり分からんというか、今、答弁聞いたところで。その辺の考え、市長、ちょっとお願いします。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 保育所の遊具につきましては、子どもたちに楽しい遊びを提供するとともに、子どもの発達や運動能力を伸ばすものでもあります。その一方で、遊具は事故やけがにつながる危険を伴うものでもあります。今後の遊具の在り方につきましては、現場の職員の声も聞きながら、十分検討していきたいと考えております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 これを機に、一度ちょっとお話し合ってください。僕、言っていること、的が外れているところあるかもわからないですけど、理解できるところがあるんです。事故、現にあるからね、毎年毎年あるんでしょう。そのリスクを背負う、背負うと言つたら言い方悪いですけども、あるって決まつたらもうずっとあるからね。ないってなつたらもうずっとないんで。ブランコが絶対必要な理由が特に見当たらないし、その辺、もう一回、改めて、多分、そんな話合いはしたことないと思うんで、今まで。1回提案した以上、ちょっとお話し合はしてほしいと思います。

次に、保育所の遠足です。遠足の状況をお聞かせ願いたいと思います。保育所の遠足、何でこの質問をしたいかというのはさておき、定期的に遠足とかお出かけしているときに車が突っ込んだというニュースが来るのは、来たときに質問をやつたらいいと思うんですけど、来たらもう遅いと僕は考えるタイプなので、今、安全性、どういうふうにされているのかちょっとお聞かせ願います。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 3歳から5歳児につきましては、保育所から目的地までは、大型貸切りバスを利用することによりまして、移動時の安全を図っております。令和4年度につきましては、遠足を実施することを第一に考えまして、参加年齢を4歳から5歳児に限定し、新型コロナウイルス感染症対策のために、行き先も県内に、また行き先の入場制限に対応できるようにも考慮いたしまして、3保育所合同実施は行わないことといたしました。また、0歳から2歳児につきましては、長距離移動はできないため、戸外散歩として、歩いて行ける範囲の近隣の公園などに出向いております。目的地までは、担任と安全を確保できる人数の職員を配置し、交通安全の旗を持って歩いております。また、徒歩が無理な年齢では、お散歩カーに乗せて移動しているところでございます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 だから要するに、0歳から2歳についてのここをしっかりとやってほしいんです。広い道をずっと歩いてはるんやったらいいと思うんですけども、子どもたちがいようがいまいが飛ばす人はいてるんですよね。だからその辺の、飛ばす道を避けたりね。例えば、旗ももっと目立つようにするとか、色を変えるとか、距離をもっと空けて、もっと目立った行動をしていただいて、何かあったらもう怖いんで、その辺だけ、せっかくなので、もう一回確認しておいてください。

次に、保育所の遠足の行き先、調べてもらっているんですけども、どこ行ってはるんですか。お願いします。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 行き先でございます。平成30年10月には、天王寺動物園に、大型バスで3歳から5歳児230人で行っております。令和元年10月には、海遊館に、こちらも大型バスで3歳から5歳児250人が行っております。令和2年度は、予定はビックバンの予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のために中止をしております。令和3年度も、同様に中止をしております。令和4年9月実施予定でございますが、県内の桜井市にありますひみっこぱーくに大型バスで、4歳から5歳児180人、こちらを、3園一緒ではなく、磐城第1保育所と當麻第1保育所は合同で、そして、當麻第2保育所につきましては、2日に分けて実施予定となっております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 これを聞いた理由は、僕の息子は、私立の華表に行っているんですけども、何で葛城市内の公園に行かないんですか。屋敷山公園とか、お弁当会みたいなやつで行っているんですけど、僕は、ずっと言い続けてた、山麓公園に大きい遊具、やってくれるじゃないですか、今年できるんでしょう。葛城市内の子どもらにあれを見せたってくださいよ。これ、私立のやつでも、保育園行き先って書いてあって、見たら、葛城公園、ああとって、葛城公園て何やと思ったら、御所市の葛城公園なんですよ。じゃなくて、せっかくやってくれたじゃないですか。それを子どもらにちゃんと見てほしいなという意味で、説明しました。もう、ほんま、五條市とか他市、今も聞いても、葛城市内の、それこそ屋敷山公園もいいですし、ふたかみパークの奥とかでもいいじゃないですか。山麓公園もやっていただきますし。そこを今回あんまり提案ばかりで申し訳ないんですけど、ちょっと改めてもう一回話し合っほしいんです、そこ。わざわざ、その何か意味があるんだっいたらいいですよ、その今、おっしゃった、ひみっこぱーくには何か、すごいパワーが眠ってるんやったらいいと思うんですけど、せっかく葛城市、あんな大きい公園があって、子どもらがちっちゃいときに行って大きくなって子育てしたときに、あそこの公園、私らも行ってたよというふうになってほしいから僕は山麓公園をしっかりとってくれて言ったのに、それをせっかくあるもの使わないというのはあんまり意味分らないんで、ちょっとそれも踏まえてお願いしときます。

今回、変に提案ばかりやったんですけども、僕、思うにやっぱり、せっかくあるんやったらフル活用しましょうよということです。今回、言いたかったのは、保育所の申込みは統

一してほしい。遊具の考え方をもう一回話し合っしてほしい。遠足、葛城市内にはいっぱいええ公園があるんだから、遠足の行き先も私立の園長たちにも言っていただいて、もうせっかく造っていただくんやからみんなで行って、もっと有名にしましょうよという話なので、遠足の行き先、山麓公園、ほかの公園ももちろん行ってくれたらいいと思うんですけども、せっかくやったんやから行ってくださいよというお話でした。

以上です。ありがとうございました。

川村議長 杉本訓規議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。14時40分から再開いたします。

休 憩 午後2時26分

再 開 午後2時40分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、8番、奥本佳史議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

8番、奥本佳史議員。

奥本議員 皆さん、こんにちは。一般質問ラストバッターとなります奥本佳史でございます。議長の御許しを得ましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は2件ございます。通告事項で書いてある、ちょっと修正がありますので、申し上げます。

1つ目の認定こども園・公立保育所の園長についてと書いてありますが、ここ、園長・所長ということでちょっと訂正をお願いします。

2つ目、斎場における残骨灰処理についてです。最後までご清聴のほどよろしく願いいたします。

これよりは質問席に移って続けてまいりますので、よろしく願いいたします。

川村議長 奥本佳史議員。

奥本議員 よろしく願いいたします。では、1つ目の質問、認定こども園・保育所の園長・所長についてでございます。この質問、今回の一般質問ですけども、まず、今回に限って、この質問の結論から申し上げます。一番私が言いたいこと、この1番目に関しまして、阿古市長、磐城認定こども園の園長、公立保育所の所長の兼任を速やかに解いていただき、常駐する専任園長・所長を任命してください。これが、本論の結論要望です。

これに至るよう順を追って質問してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本年4月より、磐城小学校附属幼稚園が磐城認定こども園となり、葛城市初めての幼保連携型認定こども園が誕生いたしました。理事者からは、ここに至るまで、所管の厚生文教常任委員会をはじめ、議会の様々な場でご説明をいただきましたわけですけども、実は1つ、全く説明がなかったことがございます。それは、認定こども園の園長を市長が兼任されるということなのです。この件については、認定こども園がスタートした4月初めに配布されたプリントを見た保護者の方より、なぜ市長が園長なんですかという質問があったんです。それで私、知りました。以前より、公立保育所の所長は市長が兼任されている点につい

て、これについても、なぜかなと考えたことがあったんですけども、これは福祉の観点で運営される保育所だからではないかという私の勝手な推測で、納得しておりました。が、今回新たに設置された幼稚園と保育所の両機能を内包する認定こども園については、市長が園長を兼任される明確な理由に思い至ることができませんでした。そこで、もしかすると、周辺の自治体に何かヒントがあるかもしれないと考えまして、近隣市町村の状況を調べました。ところが、幾ら調べても調べても、自治体の首長が園長を兼任する事例が出てこなかったんです。仕方がないので、奈良県の担当部局である奈良っ子はぐくみ課のご協力を得て、県内全自治体の状況を確認していただきました。その結果、葛城市のように、首長が、公立こども園の園長や、公立保育所の所長を兼任されている自治体は、現在、どこもないということが明らかとなりました。これまで、あまり気に留めなかったことなんですけども、この点について、市長が保育所の所長、こども園の園長を兼任しているのは、葛城市に限った非常に特異な状況であるということが分かりました。

では、以上を踏まえての、最初の質問です。なぜ葛城市では、旧町時代を含め、自治体の首長が、保育所の所長、こども園の園長を兼任しているのか。この点について、具体的にどのような理由があって、どのようなメリットがあるのかを教えてください。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたします。こども未来創造部井上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

旧新庄町では私立の保育園が、旧當麻町では公立の保育所が、それぞれ保育ニーズを担ってまいりました。保育所は、共働き家庭など、保育を必要とする子どもを長時間お預かりする施設であり、住民福祉に直結することから、福祉の向上と充実を図るため、歴代の首長、市長が所長を務めまして、保育事業を推進させてきた経緯がございます。また、今年度から、待機児童解消のための施策の一つとして、幼稚園の一つ、磐城小学校附属幼稚園を、幼保連携型の認定こども園、磐城認定こども園に形態を変えまして、運営しております。機構改革も行い、教育部局から市長部局に移り、福祉部門のこども未来創造部、こども未来課の所管となっております。認定こども園につきましては、奈良県下におきまして、12市のうちの9市が、市長部局の所管となっております。

具体的なメリットといたしましては、市長が折に触れ、園を訪れ、園の行事に参加しておりますので、園児や保護者、職員にとっては、市長と身近に接することができますし、市長とのふれあいやお話を通じて、現在進めております就学前の教育・保育行政や、今後の方向性などを知ることができます。他方、政策を講じ、進める側にとりましても、行政のトップが教育・保育の現場に直接触れることができますので、現場の様子から課題を認識することもできます。保育士の確保のために3年ほど前から進めております働き方改革や、保育現場の環境改善なども、市長が所長であることから、現場と行政が連携をして、積極的に進めてきたものでございます。近年の、多様化し、増大する保育ニーズを早い段階で的確に捉え、素早く対応して、適切な施策を講じることができることも最大のメリットであると考えております。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。ただいまのご答弁で、旧當麻町時代に遡っての説明が一部ございました。今となつてはその辺りの確認、恐らく難しいんじゃないかと思われまして、当時當麻町でも、民間が担っておられた保育所、保育園かな、公立化するという、そこに当たっては、当時大変なご苦勞があったものと推測されるわけなんですけども、私、今、聞いていたのは、現在、この行政が、葛城市が行っている施策の理由を問うているわけなんです。何で首長が園長やってはるんですかと。ただ、昔のことは分からなくてもいいんですけども、今、現状はやっぱりその辺、問われたら、こういう理由があるんですという明確なお答えをいただきたいんです。今のお話で、なかなかちょっと何かぼやかされたような感じで、じゃあ、そしたら一体どこに理由があるんです、なぜ市長が園長やってはるんですかって、やはりまだ更に聞きたくなるんですよね。さらに、先ほどのご答弁で、市長が園長を兼任する理由のところで、福祉の向上と充実を図るということがあります。これも確かにそのとおりです。行政のトップが、現場のところの情報をじかに感じ取って対応されると、これは非常に素晴らしいことだと思います。ただ、これって市長が園長じゃなくてもできますよねというところなんですよね。だから、なぜ園長かというところのやっぱり理由としては、これ、弱いと思います。あとそれと、兼任の理由として、メリットとして挙げられた点、そこについて、専任で常駐する園長・所長のほうが、よりきめ細かく素早い対応ができると私は思うんですけども、先ほどのお話でいくと、これも市長が兼任されて、そっちのほうがどういうメリットがあるかって、そっちがなぜベターなのかというところの理由がはっきりお示しいただけてないんですよ。だから、やっぱり、逆に何でなんかという疑問が更に深まった感じですよ、先ほどのご答弁でいくと。

それと、働き方改革云々っておっしゃいましたけども、これも私思うんですけども、別に専任の園長とか、所長がいらっしゃって、常に市長と密接につながっていれば事足りることじゃないかと思います。それでもやっぱり現場の意見が重要で話を聞きたいというのであれば、市長自ら行かれたら済むことなので、いずれの、今、お示しいただいた理由のところ、これが絶対的な理由かどうか、納得する理由かどうかはちょっと分かりづらかったかなという気はします。

続きまして、幼保連携型認定こども園の園長の法的な位置づけについて考察してまいりたいと思います。いろいろ調べてまいりました。

平成26年の、内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第12条、こちらに、幼保連携型認定こども園の園長の資格として、16項目にわたって細かく明示されております。全てはちょっと紹介できないんですけども、関連する項目を抜粋して紹介いたします。

まず、園長の資格は、教育職員免許法による教諭の専修免許状または一種免許状を有する者であること。そして同時に、児童福祉法第18条の18第1項に定める保育士となる資格を有する者であること。そして、次に掲げる職に5年以上ある者として、その次に掲げる職というのが、学校教育法に規定する学校及び専修学校の校長職、学校及び幼保連携型認定こども

園の教授、准教授、助教、副校長、そして、幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹教諭、主幹養護教諭、主幹栄養教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、専修学校の教員の者とあります。ここには、自治体の首長というのはいりません。しかし、その最後のほうにこういうのがあります。国または地方公共団体において教育もしくは児童福祉に関する事務または教育もしくは児童福祉を担当する国家公務員または地方公務員の職との記載があります。非常に分かりにくいんですけども、どういうことかということつまり、園長の資格要件としては、基本的に保育や教育の専門知識を要することが条件ではあるけども、地方公共団体においては、相当する職に5年以上に就いていれば、園長の資格を有するとみなせると。この辺りは、現在、葛城市が、市長が認定こども園の園長を兼務されている根拠となっているものと推測できます。

しかし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、先ほどの施行規則でして、今度は法律、この法律の第3章、幼保連携型認定こども園第14条の3というところに、園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督するという明確な規定がございます。これは、やはり前提として、常駐している専任者を想定されているのではないかと思うんです。この、以上の法律的な裏づけというか関係項目を踏まえまして、葛城市では、現状、すぐに対応できない状況に、つまり、認定こども園に常駐されていない市長が、この園長職を兼任されることについては、専任の園長に比べてどうやって、この役割を全うされようと考えているのかについて、ご説明をお願いしたいと思います。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 ただいまのお問いでございます。葛城市の公立幼稚園は、小学校の附属幼稚園の形態をとっており、小学校の校長が、幼稚園の園長を兼務しております。また、公立保育所の所長は、市長が兼務をしております。いずれの施設につきましても、園長・所長は常駐しておりませんが、それぞれ園務を行い、所属職員を監督しているところでございます。同様に、認定こども園につきましても、市長が折に触れ、園長として来園しておるところでございます。コロナの際にも園長としてすぐに対応してきたところでございますが、園長が市外への出張など、すぐに対応できない場合には、主任保育教諭が対応いたしまして、また、所管するこども未来課長やこども未来創造部長が対応することとなります。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ただいまのご説明なんですけども、小学校の附属幼稚園、これについては、小学校校長が、園長を兼務しており、常駐していないことも、今のただいまの事例と同じことであるというニュアンスで、説明されたと思います。ただ、基本的に、市内の附属幼稚園というのは全て小学校に隣接しておりまして、この園長で兼任されている小学校長は、常に学校に常駐されている。また、何かあったらすぐ駆けつけられる場所にいらっしゃるわけです。だから、これをもって、今の認定こども園の、市長が兼任されているということと同じであるというのはちょっとまた、これもニュアンスが違うというふうに思うわけなんです。組織として、何かあって、トップ不在の場合に、ナンバーツーのポジションの方が代わって対応するという

のは、これはもう当然のことです。これはもうどこの組織であっても変わりません。ただそれをもって、トップ不在でも問題ないとするという理屈は通らないと思います。また、所管の、この場合、自治体の担当部局のフォローも挙げていらっしゃるんですけども、これはもう公立においては、フォローするのは当然のことであるので、それがトップ不在を肯定する理由にもならないと私、思うんです。加えて考察いたしますと、先ほど言ったように、園長不在時に、主任保育教諭が、園長の役割を担っていらっしゃる。その間、そうしたら主任保育教諭の役割不在となるんですよ。ということは主任保育教諭が不在となったら、更にそのポジションを埋めるのは、保育士の誰かが、その職を、責務を全うせんと駄目なんです。そういう一連の対応というのは、本来の役割以上の責務を押しつけることになるので、先ほどおっしゃった働き方改革に逆行することじゃないんですか、ここって。ちょっとここ、矛盾するような気がする、これも。私が今、質問で言いたいのは、その常駐しない、ふだんされてない市長が、どこまで園長としてのリーダーシップを発揮できるのか、それを聞いたかかったんですけども、これについても今、なかなか納得いくお答えじゃなかったような気がします。フォローの体制を伺ったわけじゃないんです。やはり常駐されてないがゆえに、こういう形で園務をつかさどって、職員を監督するという本来の法律に規定のあるところをこう守っていきますという答えを本当は欲しかったわけなんです。

これ、置いておいて、質問をちょっと変えていきます。園長である市長が、ほかの園長たちとの会議や研修に参加する場面があるのではないかと私、考えるんですけども、そういった会合に常に園長として出席されることは可能なんでしょうか。仮に出席できたとして、保育や幼稚園教育に関する現場を踏まえた専門的な議論や、意見交換ができるんでしょうか。お願いします。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 公立幼稚園の園長会議には、園長主任者会がございまして、2か月に1回程度開催され、情報の共有などが図られておりまして、4月19日に開催されました令和4年度第1回会議には、市長も園長として出席しております。また、今後も出席する予定でございまして。保育や幼稚園教育に関する現場を踏まえた専門的な議論や意見交換ができるのかとのお問いでございます。園長主任者会には、幼稚園の園長である小学校長と主任教諭、及び認定こども園の園長である市長、こども未来課長、主任教諭がそれぞれ出席しておりまして、専門的な議論や意見交換をしております。また、市長と葛城市教育委員会が円滑に意思疎通を図り、葛城市教育の課題及び目指す姿などを共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくための葛城市総合教育会議が設置されておりまして、定期的に、市長が会議を招集して、議論や意見交換がなされているところでございます。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 市長が園長として各種の会議に出席されていることが分かりました。また、その中で例えば、先ほどの園長主任者会のメンバーの中に市長がいらっしゃると。その状況で、ほかの出席者が、本当に、自分が言いたいことをお話しできるのかなという、ちょっと懸念があるんです。中には市長に気後れされて、言いたいことが言えずにおられる方がいるんじゃないか

というのを、杞憂に終わっているかもしれませんが、そんな気がします。心配になります。何度も申し上げますけれども、組織のリーダーというものは、常にその組織に身を置いて、日頃からアドバイスや指導を通じて、メンバーとの関係性を構築することで初めて本音の話し合いができるものだと思、思うんですけども、そのところ、どうかなという気はします。これについては、分かりました。

では、次の質問になります。認定こども園における幼稚園教育なんですけども、幼稚園児が小学校入学時にうまくなじめるよう、要は、いわゆる小1ギャップの問題に対する対策も含めて、小学校との密接な連携が重要となります。認定こども園の所管を、教育部局から市長部局に移された、これは別に、その場合は行政の事務のことなので、私はどちらでもいいとは思んですけども、ただ、どちらであっても、認定こども園が、従来の附属幼稚園と同じだけの連携のきめ細かな対応が維持できるのかどうかについてお聞かせください。

川村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 幼保連携型認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、4時間程度教育する幼稚園的機能と、長時間保育する保育所的機能の両方のよさを併せ持つ施設でございます。教育部局から市長部局に所管は移りましたが、従来どおりに小学校との連携が図れるよう、葛城市幼稚園・こども園教育研究会に所属し、保育所、幼稚園、認定こども園及び小学校の合同研修会や相互参観などを実施し、小学校との連携に取り組んでおります。また、今年度から教育委員会において、教育アドバイザー1名を配置し、認定こども園における幼児教育に関しても、指導、支援を行っていただいております、引き続き、小学校との連携強化を図っているところでございます。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。教育アドバイザーに関しましては、確かに今回、県より招聘いただいた方なんですけども、葛城市の状況にも非常に精通されており、これほど適任な方はいらっしゃらないと私も同感でございます。しかし、今回たまたま適任者がいらっしゃったわけなんですけども、今後もやっぱり同じような方が、いつでも言ったら来ていただけるというそういう保証はないわけですし、そもそも教育アドバイザーというのは認定こども園だけを支援される方じゃなくて、やっぱり本質は何度も言うように、専任の園長が常駐していることが重要であって、そこを補完する人は何人いても、もう多ければ多いほどそれはいいわけなので、これも教育アドバイザーにいるから、専任の園長が必要じゃないという理屈にもちょっとそれも弱いかなという気はします。それで、市長はこれまで、教育行政は教育部局に任せており、口を挟むのを差し控えると、事あるごとにおっしゃってきました。しかし、認定こども園では、これまで教育部局が担ってきた幼稚園教育という部分が市長部局に移って、結果、園長を兼任される市長がこれまで全くノータッチを貫いてこられた教育という部分に関わらねばなくなっています。この点につきまして、これまで市長おっしゃっていることと矛盾が生じるのではないかと私は思うんですけども、これについて市長どうのお考えでしょうか、お聞かせください。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 矛盾は生じてないと認識しております。私が以前から申し上げている、教育行政について、行政そのものが介入するということは控えるべきであるという考え方は基本的には変わっておりません。これは歴史的な事象から私は判断をしております。七十数年前にはなりますが、かつて日本という国は、戦争を起こしてしまいました。それなりの理由はあったにしろ、その当時、教育の部門について政治の介入があったがために、教育の段階で政治的要素があまりにもきつい、強い教育がなされたという事象があります。かつてのその反省から、私は、教育行政と政治の部分は、切り離すべきだという考え方をしております。まさしく、そのような体系を国はとってきたわけでございます。教育長をトップにし、教育委員会という議会が存在し、1つの別の団体が、組織が出来上がっております。ただ、教育に関する部門で行政が介入すべき部分は予算でございます。教育に関する予算編成権は、行政が持っておりますので、その部分については、教育と一体になった取組ができるわけではございますが、数年前、もう10年ぐらいになるんですか、大阪府で、ある市長が誕生したときに、教育部門に非常に意見を申されようとした経緯があります。その中で、やはり組織的な隔たりの中で、総合教育会議という新たなシステムが発生しました。それは、教育大綱というものを作成するに当たって、総合教育会議という場を設け、その中で、行政が教育に対して意見を申す、意見交換ができる場が正式の場として、発生したのが、初めてであると認識をしております。ですので、私の教育に対する考え方というのは、越権行為は避けるという考え方は変わっておりません。ただ、今回、認定こども園を造るに当たり、福祉部門が入ることについて、どちらの部局が主管すべきかという議論をいたしました。その中で、やはり、福祉というものが関係する以上は、教育委員会の部局としては、非常に難しい部門が発生するであろうという考えで市長部局が担当すべきだという判断をいたしました。その中で、私が園長という立場を取っておりますが、園長会議に出ること自体は、システムの中で、附属幼稚園と認定こども園の長が出席するというシステムですので、その場で発言することについては、市長であれ園長という立場であれ、越権行為ではないという理解をしております。

今の質問に対しては、以上でございます。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 市長のお考えというか、考え方、分かりました。かつてのいろいろな戦争に至った経緯というのはご説明いただきましたけども、それはそれとして、これも、私は、戦争に行けとかというような議論では一切なくて、あと、市長がその会議に出るということを越権行為と私、言った覚えも全然ありませんので、そこはもう、市長がそういうふうに判断されるのであれば、構いませんけども。ただ、これまで、市長がおっしゃってきたことに対して矛盾はないとおっしゃいましたけども、それは市長の考えですが、私の考えでは、これちょっと矛盾しているんじゃないかという気はするんです。それで、やはりもうここは、せっかくこの認定こども園という、本来これまでにない行政の、国であってもやっぱり内閣府が主導して、文部科学省、厚生労働省の管轄でないところが必要だということでできたわけです。国も新たな省庁をそこに担当させるかどうか、今、模索中ですけども、だから、この機会を通じて、もうあまりにも縦割りのそういう考え方じゃなくて、やはり必要なところは相互にうまく連

携するという考え方をお持ちいただかないと、なかなかこれ、難しいんじゃないかと私、思うんです。先ほども申しましたように、やっぱり、この今現状、奈良県で、かつてはそれあったかもしれませんが、首長がそういう園長・所長されているところあったらしいです。ただ、今現状、県にも調べてもらいましたけど、全然ないんです。それというのは何か。法的には市長は兼任されることについては、先ほど私、法的な根拠のところ、特例事項で認められていて、違法とは言えないというふうに申し上げました。ただ、ここで1つ、県のスタンスを紹介したいんですけども、奈良県が、認定こども園の園長について、どういった考え方をしているのかが分かるデータがございます。それは何かというと、奈良県の幼保連携型認定こども園審議会という機関があるんですけども、この審議会は何をしているか。県内での私立の認定こども園の設置認可についての審議を行う場所です。これまでの審議内容というのは議事録が公開されておりましたので、私、全部調べて、内容を確認いたしました。すると、私立の認定こども園の申請に対して、ほぼ全ての申請に対してです。県は、園長について、特例によらない任命基準を満たすように努めることという指導が全部一文入っているんです。これ、全てです。これに当てはめたら、葛城市、これどうなっているのかなと思いましたが、もしかして何らかの意見があったのかなと思ひまして、県に聞いてみました。すると、何とおっしゃったか、自治体からの認定こども園の設置申請に対しては、県では審議会を通さない、受理するのみであると。つまり、認定こども園は、地方自治体が設置する場合、県は指導や介入はできないんです。だからこそ各自治体において、保育をどうするか、教育をどうするかというかなり突っ込んだ、していただいていると思うんですけど、そういう対応が求められているわけなんです。それが県のスタンスです。ひいては、今、現状奈良県の各自治体が、恐らくそういった議論をずっと踏まえてやった結果、全て葛城市以外が、首長が園長するというのはやっぱり、よくないとは言いませんけども、それよりも、専任の園長を置くほうがメリットがあるという判断をされているんだと私は思うんです。だから、市長のポリシーは分かりました。それはそれでいいんですけども、やはり今後の葛城市の子どもたちが、やっぱりうまく保育から教育に連携して、なおかつ、葛城市には高校がありません。義務教育が終わって、上級学校に進まれるときは必ずもう市外に出ていかれるんです。そこに対してうまく接続できるように配慮してあげるといのは、我々のやっぱり義務だと思うんですよね。そこに対して考えたときに、本当に市長おっしゃっているような、やっぱり、ご主張は分かるんですけども、本当に子どもたち、保護者のことを考えたら、今、現状がこれでいいのかどうかというところをもう一回立ち止まって考えていただけたらなと思うわけなんです。いや、それでもやっぱり今の現状が葛城市にとってはベストだと、県内ほかがどうであろうと葛城市はこれが一番いいと考えるというのであれば構いません。ただ、その場合は納得できる説明をいただきたいんです。一番最初に申しましたように、私は、認定こども園の園長、公立保育所の所長の、現状、市長が兼任されているところを解いていただいて、常駐の専任園長・所長を任命していただきたいと、ここは変わらないんですけども、今後、市長、先ほどのお話では、このままで多分いいというお考えだと思うんですけども、改めて最後に、そこだけ、今後どうしていくのか、このままいくのかどうか、いくのであれば、も

うちちょっと部長のご答弁では納得いかないところがあったので、分かる範囲の理由をちょっとお答えいただけないでしょうか。お願いします。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 委員のご質問をいただきながら、改めて先人たちの思いや、今、現状のことを考えさせていただきます。そういう意味におきまして、感謝したいと思います。かつて、町時代ではございますが、町長が、保育所長を務めながら、クリスマス会にサンタクロースの服を着て出ている、その姿を思い浮かべることがあります。それはまさにその地域の子どもたちに対する首長の思いであったのかなという気もいたします。それは別といたしまして、委員からいただきました、ご意見、感じるところございますので、今後、園長を含めた組織の在り方につきまして、検討をさせていただきたいと思っております。いろんな方のご意見を頂戴しながら、その地域の子どもたちにとって何が一番ベストなのかということ、一番に考えながら、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。今、確かに検討していただけるというお言葉をいただきました。研究じゃなくて検討ということは、非常に前向きに取り組んでいただけるということと解釈しましたので、ぜひともよろしく願いいたします。それであって、今の現状がいいという結論になってもそれはそれでいいんです。ただそうやったら、葛城市はこういう理由で、市長が園長を兼任するんです、子どもたちのためにこうやるんですと、そこだけははっきりお示してください。ありがとうございます。

以上で、1番目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2つ目の質問に参ります。斎場における残骨灰の処理についてでございます。残骨灰という言葉がこれも非常に耳慣れない言葉なんですけど、何かと申しますと、この中にもたくさんの方が、ご家族を送られた方がいらっしゃると思います。最後、斎場でだびに付されて、骨上げという儀式があるわけなんですけども、関西では骨上げの儀式では、喉仏を中心とした一部のお骨しか拾わないんですよ。これは関東のほうへ行きますと、全ての骨を全部、こんな大きな箱に入れるわけなんですけども、ただそれであっても、焼却灰、灰というか、焼却というか、だびに付した灰であるとか、やはり、関西の場合は骨が多く残るわけなんです。それらを総称して残骨灰と呼ぶわけなんですけども、当然のことながら、どんな人に限らず、ご遺体に限らず、何を燃やしても灰というのは発生します。その灰、扱い、これが、非常に曖昧なままなんです。法律的なところもあるんですけども、まず、その灰に関して、皆さんこの中でもお聞きになったことあるかもわかりませんが、全国の自治体で、残骨灰について、一部議会で取り上げられていることもあるんですけども、これが、何で取り上げられているか。実はその灰の処理に当たって、本来何らかの処理を伴うものについては、業者が決まって、処理費用がかかるわけなんです。ところが処理費用がなぜか1円という事例が全国に蔓延しているんです。どう考えてもこれおかしいです。低い料金で、異常に低い料金で委託すると、そういったことに対して、ちょっと一般的には、もうご存じな

い方がほとんどなんですけども、実際に葛城市の現状はどうなのかというところを、まず、知りたいと思いますので、まずは本市の斎場における残骨灰の処理、これまでどのように、行われてきたかについて教えてください。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いたします。

ご答弁申し上げます。残骨灰とは、主には火葬後にご遺族が収骨をされ、その後に残される焼骨並びにひつぎのくぎや台車保護剤などですが、そのほかに、例えば、故人が生前中に歯科治療などで歯の一部となさっていた金歯等の貴金属類や、火葬時に発生したダイオキシン類などの有害物質も含めた総称と認識しております。残骨灰の取扱いにつきましては、適用すべき法律がなく、これまでの残骨灰は市町村の所有とする旨判断した大審院判決、そして、厚生労働省の火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針において、残骨灰は従来どおり、墓地、埋葬等に関する法律の趣旨に鑑み、適正に取り扱うことと示され、その墓地、埋葬等に関する法律には、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行うと規定されております趣旨などを参照にして取り扱ってまいりました。

具体的には、昭和62年の葛城市火葬場建設以来、平成25年度まで、火葬炉の運転管理業務を請け負っている富士建設工業株式会社に、定期的に納骨場所まで運んで供養をしていただいております。しかし、残骨灰の中に混在する金歯等、貴金属類が全国的に問題視、他市町村の動向等を調査し、本市におきましても、平成26年度に10者による見積り入札を実施いたしました。その結果、1円の入札者間によるくじ引での契約となりました。契約業務内容は、平成26年7月に、6トン車2台で9,691キログラム、翌平成27年3月に、4トン車1台で1,195.5キログラムの残骨灰を運び出し、最終、大阪府茨木市の高野山真言宗麒麟山真龍寺に、納骨、そして供養を行っていただいたものでございます。その後、平成29年度に8者による見積り入札を実施、結果、前回と同様、1円入札者との契約となりました。このときは5,200キログラムの残骨灰を運び出し、最終、大阪府高槻市の摂津山宗教法人妙力寺に納骨供養をさせていただいております。委託に当たっては、必要経費等の積算を行い、予定価格も定めておりますが、最低制限価格は設けておりません。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。残骨灰は、一定程度集積が進んだ段階で処理されているということが分かりました。今のご説明では、最後に行われたのが平成30年3月ということですから、ほぼ4年が経過するわけですけども、現状で次の処理というのは、いつ頃どのような段取りを考えておられるのでしょうか。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 ご答弁申し上げます。前回の納骨、供養後4年が経過、納骨堂の空き容量も考慮し、来年、令和5年度に実施予定で、方法等について検討しているところでございます。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 来年検討されているということですか。そしたらそれを踏まえまして、質問に入ってまいり

ます。これまでの、2回入札されました、過去2回とも、1円入札、集中してくじ引で決定するという状況でした。何でこのような1円入札、葛城市に限らずですけども、全国的にこれが横行しているのでしょうか。それから、もう一度再確認ですけども、先ほどのご答弁の中で、委託に当たっては、必要経費等の積算を行い、予定価格を決めているとございました。この必要経費というのは残骨灰処理に要するもろもろの費用、搬入費用とかいろいろあると思うんですけども、処理費用も含めて。その中には、そこから得られるであろう、金属類の売却益という、そういうのも含めた積算根拠があって、それで、最低制限価格がないために、要するに、最低価格を競った挙げ句1円になったということなんではないでしょうか。ちょっとその辺り、もう一度詳しくお願いします。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 ご答弁申し上げます。最初のご質問に対する答弁と少し重なる部分がございますが、残骨灰の扱いについては、現状、適用すべき法律がなく、それぞれの自治体で判断し、処理を行うことになっております。結果として、低価格での入札となっておりますが、業者見積りには、有害物質等の除去費用、本市火葬場から納骨・供養地までの運搬費用、納骨地での供養費等相当額が記載されております。しかし、最終、値引きという形で、低価格での入札結果となっているものでございます。原因といたしましては、残骨灰の分別後に回収される有価物をもって必要処理経費と相殺されているものと考えられます。本業務委託の積算には、故人の尊厳とご遺族の感情を考慮して、金歯等、貴金属類、有価物等の価格はこれまで含めておりません。

以上でございます。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。要は1円で入札したものが、高額な利益を生んでしまうと。だからこそ、値引き1円を残して値引きしても、割が合うんだと。だからこっぴどく入札が殺到しても、ペイできる、そういう理屈だと思います。残骨灰処理なんですけども、今ご答弁ありましたように、故人の遺骨や灰が、業者の利益につながっているという点を考えたら、本来そもそもは、行政サイドとしては、法的には市の所有物であるということ言えば、やはりそれが相当の価格、相当の価格というの何か言葉おかしいんですけども、買い取られている、買ったたかかっているというんですか、そういったことは、もう誰も納得いかなないと思うんですけども、これについて、自治体によっては、有価物だと判断して、換金できるような金額での入札をされている自治体もございまして、それを売却した利益を戻させる自治体もございまして。いろんな対応があるんですけども、その辺の対応も含めて、葛城市はどのような見解をお持ちなのかちょっとお聞かせいただけますか。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 ただいま、おっしゃっていただいておりますように、請負業者が非公式に金属類を売却する実態の是正を目指して、有価金属物を換金する自治体、また、これと対照的と思える、故人の尊厳に関わるなどの批判があって、売却をやめた自治体が、全国的な事例にございます。それぞれの見解には、それぞれの事情が含まれての判断であろうと考えます。そも

そも、故人の遺骨の一体物を金品のはかりにかけること自体、許さないというご遺族の思い、また、場合によっては、故人の遺志、そんな金銭的なことは一切考えないで、とにかくきちんと葬ることのみという考え方。しかし、ご質問どおりの実態であるのなら、もう収骨は済ませたのだから、あとは後世に役立てることができたらよいという考え方。どちらにするのがよいのか、本当に難しい課題だと考えます。墓地、埋葬等に関する法律中の、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることという規定の趣旨を鑑みて、適正に取り扱うべきであると考えております。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。それでは、適正に取り扱うべきということですけども、今後本市における残骨灰処理というのは、具体的にどのように進めていくお考えがあるんでしょうか。

川村議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 例えば、保険点数の見直しや、予防治療の発展、審美治療の拡大などによる歯科用貴金属使用量の減少傾向に比例して、有価物回収量も年々減少傾向にあるとの最近の情報、そして、奈良県下の残骨灰の処理状況としては、大半の市町村が、火葬場管理業務委託を請け負っている業者が行っている現状、また、さきの答弁でご説明申し上げますような全国自治体の代表事例や動向、これらをよく研究して、それぞれのメリットとデメリットを比較衡量した上で、何よりも、ご遺骨の一部が含まれていることを前提に、丁寧に供養をすること、そして、火葬の際に発生した有害物質の除去を適切に行うこと、この2つが全うされることを必須の条件として、検討を進めてまいります。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。やはりその辺のところは落とすどころかなという気がします。ついこの間というか、稼働いたしました奈良市の新斎場、あそこにおかれましても、この残骨灰の処理が問題となってきた経緯もございまして、やはり、火葬場の管理業務委託の中に含まれたということもお聞きしております。やはり、これまで信頼してお付き合いいただいている業者に責任持ってやっていただくのがベストかなというふうな、私もそういう気はするんです。今、現状、葛城市は、残骨灰の処理で、入札を行っていると言うたら、もう聞いたことを見たこともない業者から、あそこは金になるということで、そういうのが今群がってきている状況なんです。それってやっぱり、行政が行う入札という仕組みの上で仕方ないかもしれへんけども、やはりそういうどこの誰とも知らんところの方が、安く買いたたいって、それをどこでどう処理されているか分からへん、そこで利益が誰に還元されているか分からんというところはやはり、ちょっと市民感情としても、やっぱりその辺、納得、受入れできないかなという気はします。ですので、それらを踏まえまして、現状、現時点です。私からの提案というか、こうしてはどうかということをちょっと申し上げたいと思います。今、部長のご答弁の中で残骨灰に含まれる、有価物というのが、回収量が年々減ってきている。その1つの根拠として、歯の治療で、金、銀のところの利用量が減ってきた。今

もうセラミックに変わってきて、確かに減っているんです。今後減っていくんじゃないかというお見立てでしたけども、実はそれ以外に、増大する可能性も実はあるんです。何かというと、これ、つい最近の話なんですけども、遺灰、遺骨から、実は人造ダイヤモンドができる技術が開発された。これは今、現状まだ、処理費用が高くて、なかなか自治体の灰を買い取ってというところまでは行ってないようなんですけども、これも技術の革新によって、非常に安くなるかもしれないと言われているんです。今、現状それを誰が使っているかというと、やはりご遺族の方が、亡くなった方を身近に置きたいということで、自前でお金を払って処理されているというのがほとんどなんですけども、もしかすると、金属類が減ってきて、そちらのほうでまた、新たな需要が発生する可能性があると言われているんです。だからそういうこともあってまた、そういうところに、ちょっと変なところが群がってくるのも困りますので、私としては、それともう一つ、最低制限価格も設けてしまうという、もし仮に、やった場合は、これそれこそ、処理業者に、さらなる利益を与えていることになっていきますので、それだけは絶対やめたほうがいいと思います。入札という形はこれの処理については、すぐわへんと私、考えております。ですから、そうしたらどうすればいいかということですけども、やはり、部長がおっしゃるように、火葬場の管理委託業務を請け負っていただいているところに、その運営とひっくるめて、残骨灰の処理もお任せする、一番当初の形です。実際、それが適当かどうか分からないで入札を2回されたわけです。入札はやっぱり結果としてこういうことを招いているという、1つの、そういうのがあるって分かりましたので、そこで更に戻すことも別に問題ないと思います。ですから、私はその辺、火葬炉の運転管理業務委託を、今、現在、運転管理業務委託ですけども、指定管理の形に変えてはどうかと思うんです。指定管理でも、その辺の、当然のことながら、灰の処理をされた売却益が生じるとしても、生じた売却益というのを原資として施設の維持管理に充てることを条件づけた指定管理というのができないか。言ってみればウェルネスみたいな感じです。単純にもう業務委託だけの指定管理とかいうんじゃないなくて、やはり施設全体としての維持管理を含めて、やはり大切に使っていただいて、報酬のところはやっぱり、利益が出る部分で、何とかしてもらえないかという交渉、これができるかどうか分かりませんが、そういった形の指定管理というのができるんかどうかわかりませんが、これ、私、できたらすばらしいなと思いますので、今後、来年に向けて検討される中で、一度、そういう形が可能かどうか検討いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

川村議長 これで奥本佳史議員の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は6月29日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、明日22日から24日までの間、各常任委員会、県域水道一体化調査特別委員会、予算特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後 3 時 3 6 分